

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年10月29日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファン ドの名称】	MHAM USインカムオープンAコース（為替ヘッジ あり） MHAM USインカムオープンBコース（為替ヘッジ なし）
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	MHAM USインカムオープンAコース（為替ヘッジ あり） 1兆円を上限とします。 MHAM USインカムオープンBコース（為替ヘッジ なし） 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

MHAM USインカムオープンAコース（為替ヘッジあり）

MHAM USインカムオープンBコース（為替ヘッジなし）

（以下、上記の投資信託を総称して「MHAM USインカムオープンAコース（為替ヘッジあり）/ Bコース（為替ヘッジなし）」、各々の投資信託を「ファンド」ということがあります。また、それぞれを「Aコース」「Bコース」という場合があります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのもので（以下同じ）。

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

### （５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に、2.2%（税抜2%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

上記にかかわらず、スイッチング(乗換え)の場合は無手数料となります。また償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (6) 【申込単位】

申込単位は各販売会社が定める単位とします。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。

スイッチングについて

AコースとBコースは、販売会社が別に定める単位でスイッチング(乗換え)ができます。

スイッチングとは、現在保有しているファンドを換金(解約請求)すると同時に他のファンドの取得申込みを行う取引のことをいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

スイッチング前とスイッチング後で受益者の個別元本が変わり、スイッチング申込者の損益が一旦確定します。

スイッチングの際には、申込手数料は無手数料となりますが、解約請求時と同様の税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。

スイッチングの取扱いや申込単位等については、販売会社にお問い合わせください。

\*当初元本は1口当たり1円です。

#### (7) 【申込期間】

2021年10月30日から2022年4月28日まで

申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

各ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

#### (9) 【払込期日】

取得申込代金は、取得申込日から起算して6営業日目までに販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金はお申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

投資信託振替制度における振替受益権について

各ファンドの受益権は、2007年1月4日より投資信託振替制度(以下「振替制度」といいます。)に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

主としてL A U Sインカムマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて米国の国債、アセットバック証券等の高格付債や転換社債等の株式関連債およびハイイールド債に投資を行い、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

##### <ファンドの特色>

主として、米国の債券市場3セクター（高格付け債・株式関連債・ハイイールド債）に分散投資します。

様々な景気・金利局面により、それぞれ異なる動きをする3つのセクターを効果的に組み合わせ、安定的なリターンの確保を目指します。

マザーファンドの運用は、ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシーが行います。

為替ヘッジを行う「Aコース」と、為替ヘッジを行わない「Bコース」のいずれかを選択できます。

各ファンドは、それぞれ2,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

##### <商品分類>

・商品分類表

< Aコース > < Bコース >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## ・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## &lt; 属性区分 &gt;

## ・属性区分表

## &lt; Aコース &gt;

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド  ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回  年6回 (隔月)	欧州 アジア オセアニア	為替ヘッジ <sup>2</sup>
不動産投信 その他資産 (投資信託証券) <sup>1</sup>	年12回 (毎月)  日々	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	あり (フルヘッジ) <sup>3</sup>
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )		なし

1 < Aコース > が投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・一般」です。

2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

3 < Aコース > は外貨建資産への投資にあたって、為替フルヘッジを原則にしています。

(注) < Aコース > が該当する属性区分を網掛け表示しています。

## &lt; Bコース &gt;

投資対象資産 ( 実際の組入資産 )	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド  ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回  年6回 ( 隔月 )	欧州 アジア オセアニア	為替ヘッジ <sup>2</sup>
不動産投信 その他資産 ( 投資信託証券 ) <sup>1</sup>	年12回 ( 毎月 )  日々	中南米 アフリカ 中近東 ( 中東 )	あり ( )
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )	エマージング	なし

1 < Bコース > が投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・一般」です。

2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

( 注 ) < Bコース > が該当する属性区分を網掛け表示しています。

## ・属性区分定義

その他資産 ( 投資信託証券 )	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 各ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

( 注 1 ) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

( 注 2 ) 各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

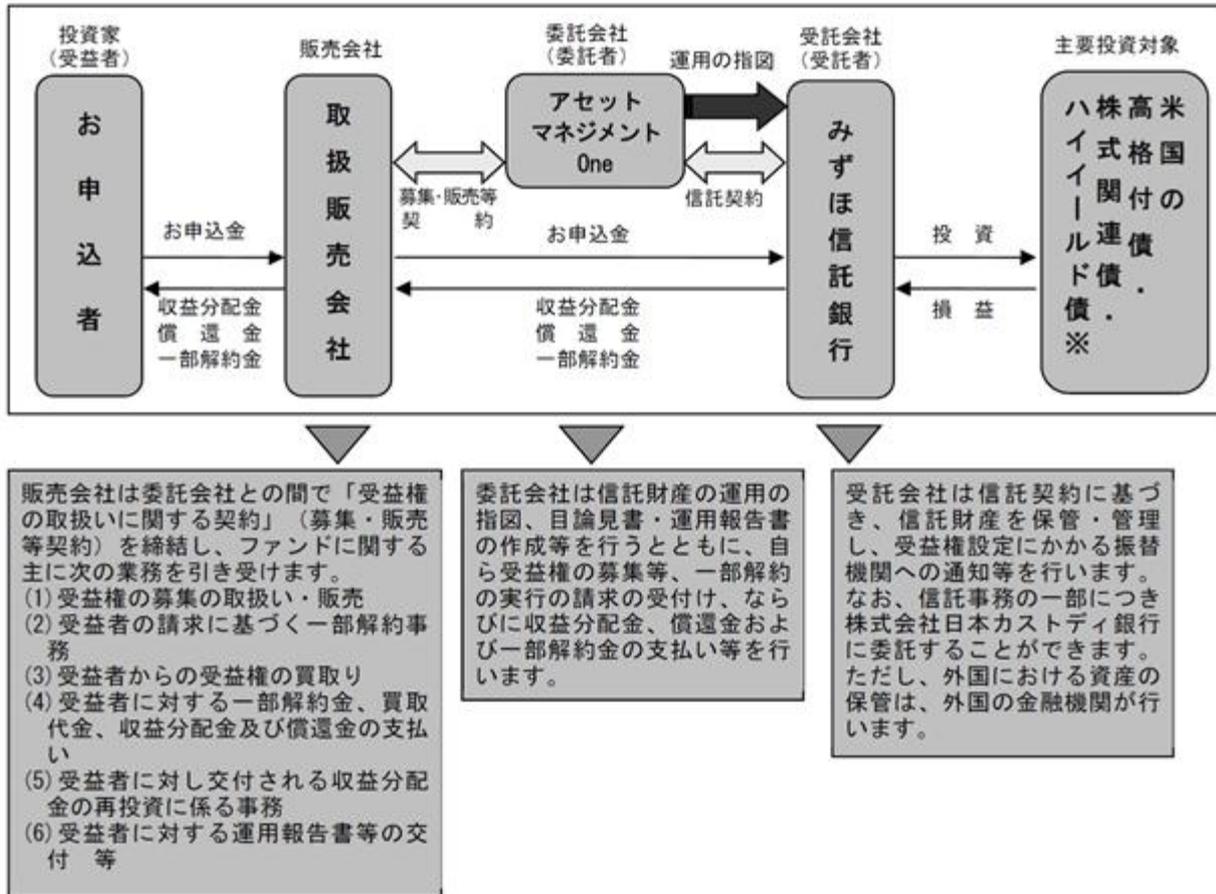
(注3) 各ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

## (2) 【ファンドの沿革】

1997年1月31日	信託契約締結、ロード・アベット・アンド・カンパニーとマザーファンドの運用に係る投資助言契約締結、各ファンドの設定、運用開始
1999年8月31日	ロード・アベット・アンド・カンパニーとマザーファンドの運用に係る投資運用委託契約締結
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2007年7月1日	各ファンドの名称を「富士USインカムオープンAコース」、「富士USインカムオープンBコース」から「MHAM USインカムオープンAコース(為替ヘッジあり)」、「MHAM USインカムオープンBコース(為替ヘッジなし)」に変更
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

## (3) 【ファンドの仕組み】

## 各ファンドの運営の仕組み



主要投資対象である米国の高格付債・株式関連債・ハイイールド債には、主として、LA US インカムマザーファンドを通じて投資を行います。

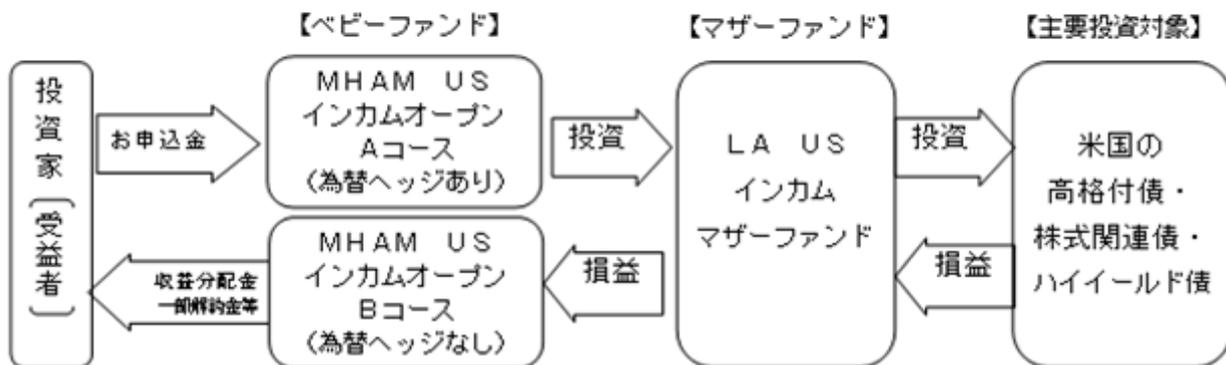
各ファンドが主要投資対象とするLA US インカムマザーファンドにおいて、委託会社は、運用指図に関する権限を、ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー（以下、「ロード・アベット社」といいます。）に委託します。

ロード・アベット社は、委託会社との「投資運用委託契約」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、マザーファンドにおいて、有価証券等の投資判断および発注等を行います。

## ファミリーファンド方式の仕組み

各ファンドは「LA USインカムマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

## 《ファミリーファンド方式》



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

マザーファンドのほかに、債券等に直接投資する場合があります。

## 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

## 資本金の額

20億円（2021年8月31日現在）

## 委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2021年8月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% 2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% 2

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

各ファンドは、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

運用方法

1．主要投資対象

LA USインカムマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、債券等へ直接投資する場合があります。

2．投資態度

a．主としてLA USインカムマザーファンド受益証券に投資し、信託財産の中・長期的な成長をめざして運用を行います。

主として、米国の債券市場3セクター（高格付債<sup>1</sup>・株式関連債<sup>2</sup>・ハイイールド債<sup>3</sup>）に分散投資します。

マクロ経済分析・景気サイクル局面分析等を通じて経済の大きなトレンドを捉え、様々な景気・金利局面に応じて米国の債券市場3セクターの相対価値を判断、これらを効果的に組合せることで中長期的な成長を目指します。

(主要投資対象とする3つのセクター)

3つのセクター	
高格付債	国債、政府機関債、モーゲージ証券等、債券の元本や利息の支払いの確実性が高いものとして、格付会社から投資適格の格付 <sup>4</sup> を付与された債券のことをいいます。
株式関連債	転換社債等、株価との連動性が高い債券です。
ハイイールド債	事業会社等の発行する債券のうち、投資適格未満の格付（投機的格付）を付与されているもの等、高格付債に比べ信用度は低いが高い利回りで流通・発行されている債券です。

- 高格付債とは、投資適格格付を付与されている債券で、主に米国の国債、モーゲージ証券、投資適格格付の社債等がこれにあたります。モーゲージ証券とはモーゲージ（不動産抵当貸付債権）を裏付けに発行される証券です。一般に高格付債は信用リスクが低く、流動性も高いといえますが、社債・モーゲージ証券等は高格付であっても国債等に比べて流動性は劣ります。
- 株式関連債とは、転換社債（わが国の法令上は新株予約権付社債に区分されます。以下同じ。）や転換優先株式等を指します。これらには普通株式等への転換権が付与されているため、その価格は金利変動等による通常の債券としての価格変動のほか、株式の価格を反映して変動します。
- ハイイールド債とは、事業会社の発行者（発行体）が発行する債券のうち、投機的格付を付与されているもの、および格付を付与されていないがそれらと同等と判断される債券をいいます。一般に、債券の利息及び元本の支払いは、発行体、あるいは債券の構造上の返済能力に依存すると考えられます。ハイイールド債はこれらの返済能力が上位格付の債券に比べて相対的に低いと考えられ、かつ多くの場合無担保で発行されています。したがって、市場においても通常、上位格付の債券に比べてより高い利回りで発行され流通しています。ハイイールド債の市場価格は、他の債券と同様、金利変動等の種々の影響を受けますが、上位格付の債券と比べ、当該債券及びその発行体に関わる信用状況の変化の影響を、より大きく受ける可能性があります。
- 格付とは、債券の元本や利息の支払いの確実性の度合いを示すものであり、S&P社やムーディーズ社などの格付会社によって格付けされる債券の信用度で、上位4つの格付であるBBB/Baa以上の格付（投資適格格付）を付与されている債券を高格付債、BB/Ba以下の格付（投機的格付）を付与されている債券をハイイールド債といいます。

格付	S&P社の場合	ムーディーズ社の場合
高い	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
	C	C
低い	D	-

高格付債

ハイイールド債

各ファンドは格付のない債券に投資することもあります。

通常の状態では、高格付債、株式関連債、ハイイールド債への投資比率を高位に保つことを基本とします。ただし、投資環境に応じて基準価額の変動リスク低減のため必要と判断したとき、あるいはファンドの資金状況や一部解約への対応等のため必要と判断したときは、これらへの投資に代わり、一時的に短期金融商品等での運用を行うことがあります。

b. Aコースは、実質組入 外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

- ・ 為替ヘッジを行うに当たりヘッジコスト(為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差)がかかります。

Bコースは、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- ・ 為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、各ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。(以下同じ。)

**《ご参考》為替ヘッジとヘッジコストについて**

為替ヘッジとは、外貨建資産へ投資する場合に、外国為替の売予約や先物取引等を利用することによって、為替変動リスクを低減することをいいます。

通常、為替ヘッジを行う通貨の金利が円の金利より高い場合は、金利差分のヘッジコストがかかります。

米ドル建ての外貨建資産に対して為替ヘッジを行う際に、米ドルの金利が日本円の金利より高い場合、日米の金利差がヘッジコストとなります。

日本の金利<米国の金利の場合

日本の金利      米国の金利

金利差分がヘッジコストとなり、基準価額の下落要因となります。

為替ヘッジは、通常は為替予約取引を利用して行います。為替予約取引の詳細については、後記「(5) 投資制限 a. 約款で定める投資制限 外国為替予約」をご参照ください。

c. 市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

d. マザーファンドの運用は、効率化を図るため、運用指図に関する権限を、ロード・アベット社に委託します。

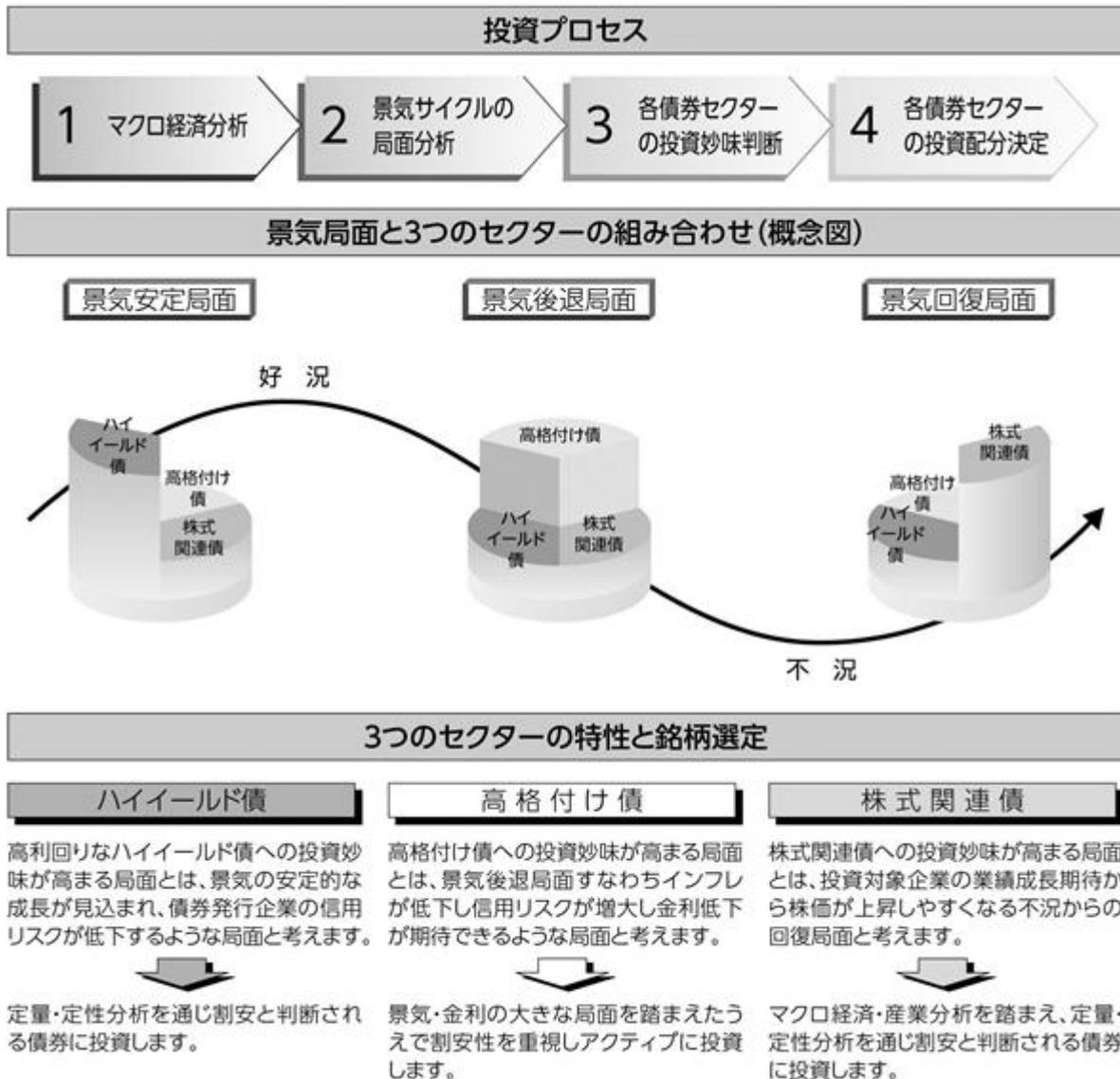
マザーファンドにおける外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

## ファンドの投資プロセス

各ファンドは、主としてL A U Sインカムマザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の国債、アセットバック証券等の高格付債や転換社債等の株式関連債およびハイイールド債に投資を行います。なお、マザーファンドにおける投資は、ロード・アベット社により以下のプロセスのもとで行われます。

### <マザーファンドの投資プロセス>

米国の債券市場は高格付債、株式関連債及びハイイールド債の3つのセクターに分けることが出来ます。各セクターは、様々な景気・金利局面により、それぞれ異なる動きをします。こうした3つのセクターを効果的に組合せ、安定的なリターンの確保を目指します。



※上記は当該3つのセクターの特性を説明するものであり、実際の投資局面での投資等を約束または保証するものではありません。

株式関連債およびハイイールド債への投資にあたっては、企業調査およびクレジット分析により投資機会を捉え、また、分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

株式への投資（転換社債等の転換等により取得するものを含みます。（以下同じ。））を行うことがあります。

組入債券がデフォルト(債務不履行)に陥った場合、原則として速やかに売却することを基本とします。

CCC(トリプルシー)/Caa(シーダブルエー)以下の格付(同等とみなされるものを含む)の株式関連債及びハイイールド債への投資は、合計で信託財産の純資産総額の20%以内とすることを原則とします。

同一企業の発行する株式関連債、ハイイールド債への投資は、合計で信託財産の純資産総額の10%以内とすることを原則とします。

米国以外の発行体が発行する米ドル建の株式関連債への投資は、投資する株式関連債全体の10%以内とすることを原則とします。なお、投資に際しては、その発行する国の問題(事情)よりも、その発行企業の信用を重視するものとします。

米国以外の発行体が発行する米ドル建のハイイールド債への投資は、投資するハイイールド債全体の10%以内とすることを原則とします。なお、投資に際しては、その発行する国の問題(事情)よりも、その発行企業の信用を重視するものとします。

注)上記の投資制限は、市場環境の動向等に応じて変更される場合があります。

<ロード・アベット社(Lord, Abnett & Co. LLC)について>

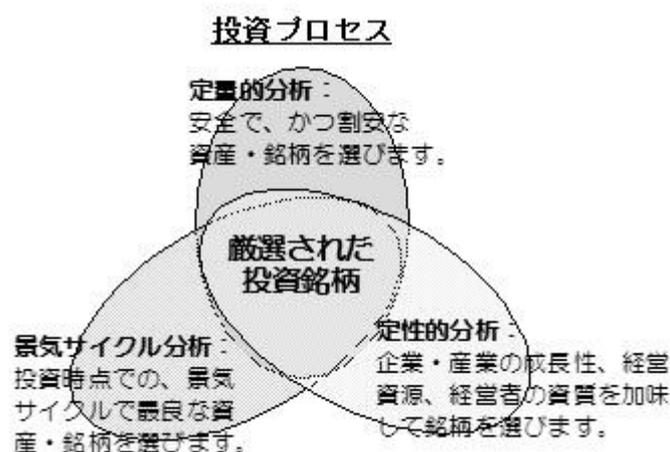
設立: 1929年

所在地: 米国ニュージャージー州ジャージーシティ市ハドソン通り90番地

運用資産: 約2,456億米ドル(2021年6月末日現在)

米国の独立系資産運用会社で、株式から債券まで多様な投資信託を提供しています。

マザーファンドの投資プロセスは、ロード・アベット社の米国での永年にわたる運用実績に裏付けられた手法に基づいております。短期的な市場の変動に左右されることなく、一貫した投資手法を徹底し、中長期的に高いリターンの達成を目指しています。



\* 上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

## (2) 【投資対象】

### 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたLA USインカムマザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券(両者および8.において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。)
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前記1.から7.の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
14. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前記1.の証券または証書および前記8.の証券または証書のうち前記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から5.までの証券および前記8.の証券または証書のうち前記2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

## 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

## その他の投資対象

### 1. 有価証券先物取引等

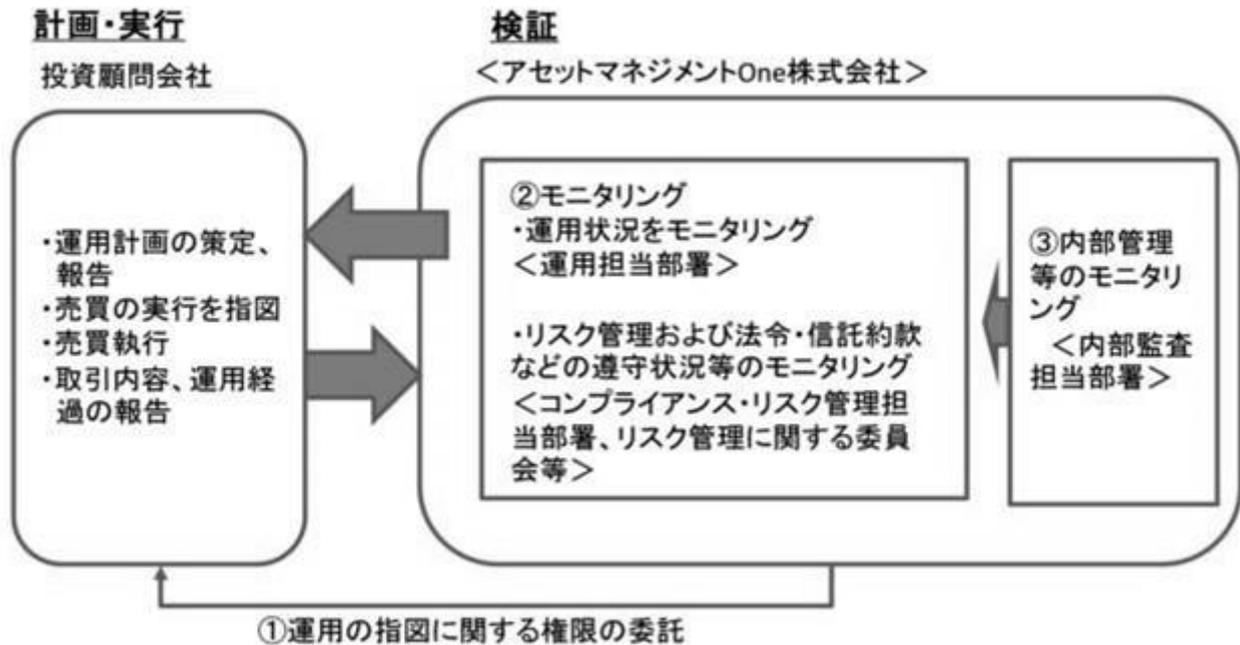
有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

### 2. スワップ取引、金利先渡取引および為替先物取引

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

## (3) 【運用体制】

## a. ファンドの運用体制



## 運用の指図に関する権限の委託

各ファンドが主要投資対象とするL A U Sインカムマザーファンドは、ロード・アベット社に運用指図に関する権限を委託します。

ロード・アベット社は外部委託契約に基づいて運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

## モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

## 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

上記のほか、Aコースの為替ヘッジは、委託会社が為替予約取引等の指図を直接行います。為替ヘッジの方針は、信託約款の定めにしたがい、フルヘッジの状態を基本とします。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また、投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2021年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

<ロード・アベット社の運用体制>

ロード・アベット社は、投資運用委託契約中の運用ガイドライン等に則り、個別銘柄選択などの投資判断およびこれに付随して発生するトレーディングを行います。当社の運用は、短期的な市場の変動に左右されることなく、一貫した投資手法を徹底することにより、中長期的に高いリターンの達成を目指すことが特徴であり、運用プロダクト毎のポートフォリオマネージャーが、それぞれ独自のスタイルに基づいて運用を行います。担当ポートフォリオマネージャーは、運用対象資産を担当するリサーチアナリストからの情報に基づき運用を行います。また、他のポートフォリオマネージャーやリサーチアナリストのリサーチ情報を活用します。

当社の運用評価は、運用部門から独立したリスク管理部門が、月次でリスク・リターン分析を行います。また、四半期毎に開催される主要パートナーによるレビューにおいて、運用審査が行われます。法務部門およびコンプライアンス部門は、ポートフォリオに関する監査・ガイドラインチェック、売買状況チェック（インサイダー・トレーディング、個別銘柄組入れ比率、投資対象国等のチェック）を実施します。

ロード・アベット社では、内部監査は通常の業務プロセスの中で継続的に行います。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが、運用、トレーディング、計理、コンプライアンスの各部署を、諸規定、コンプライアンス・ポリシーの観点から随時管理監督します。

なお、上記の運用体制および組織の名称等については、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として1月30日および7月30日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、その中から運用実績に応じて每期分配を行う予定です。

分配対象額が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

2. 分配に充てなかった収益については、運用の基本方針に基づいた運用を行います。  
将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に対し、お支払いします。

### (5) 【投資制限】

#### a. 約款で定める投資制限

株式および新株引受権証券等(約款第18条、第19条および第20条)

1. 委託会社は、信託財産に属する株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図はしません。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、各ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の各ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。)のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等についてはこの限りではありません。

#### 転換社債等(約款第25条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。(両者および前記(2)投資対象 有価証券の指図範囲8.において同様の性質を有するものを総称して「転換社債等」といいます。))への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

### 外貨建資産(約款 運用の基本方針 (3) 運用制限、約款第27条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### 外国為替予約(約款第28条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ただしBコースは原則として為替ヘッジは行いません。

### 信用取引(約款第21条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - b. 株式分割により取得する株券
  - c. 有償増資により取得する株券
  - d. 売り出しにより取得する株券
  - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記e.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

### 信用リスク集中回避のための投資制限(約款第21条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## デリバティブ取引等(約款第21条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。))を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます(ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。))について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

## 有価証券先物取引等(約款第22条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
  - a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。))の時価総額の範囲内とします。
  - b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 金融商品の指図範囲1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、この で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額の範囲内とします。
  - b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買い予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つこの で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 金融商品の指図範囲1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 金融商品の指図範囲1. から4. に掲げる金融商品で運用している額(以下このb.において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款に定める組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つこの で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引(約款第23条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ契約の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下この3.において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下この3.において同じ。)が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価評価額を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 資金の借入れ(約款第35条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### b. 法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

#### <参考> LA US インカムマザーファンドの投資方針および主な投資制限

##### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

##### 2. 運用方法

###### (1) 投資対象

米国の国債、アセットバック証券等の高格付債や転換社債ならびに新株予約権付社債等の株式関連債およびハイイールド債を主要投資対象とします。

###### (2) 投資態度

主として米国の国債、アセットバック証券等の高格付債、転換社債ならびに新株予約権付社債等の株式関連債およびハイイールド債に投資し、信託財産の中・長期的な成長をめざして運用を行います。

景気や金利の局面に応じ、高格付債、株式関連債、ハイイールド債の効果的な組合せを図ります。

組入債券がデフォルトした場合、速やかに売却することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用の効率化を図るため、運用指図に関する権限はロード・アベット社に委託します。

### (3) 主な投資制限

株式への投資は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行います。

スワップ取引は約款第16条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は約款第17条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 3【投資リスク】

### (1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・各ファンドは、主としてL A U Sインカムマザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて各ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

#### 金利変動リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

なお、各ファンドが投資対象とする公社債のうち、ハイイールド債の価格は、一般的に金利変動より景気や企業業績などに起因する発行体の財務内容や信用状況の変化の影響をより大きく受ける傾向があります。したがって、景気回復局面では、金利上昇による影響を吸収し、債券価格が上昇するこ

ともあり、逆に、景気後退局面では、金利が低下しているにもかかわらず、発行体の信用状況の悪化等により、債券価格が下落し、各ファンドの基準価額が下がることもあります。

#### 株価変動リスク

投資する企業の転換社債価格や株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

転換社債等の株式関連債は、一般的に不況からの回復局面では、企業収益の回復によりその価値が増加し、景気後退局面では企業収益の悪化によりその価値が減少します。また、発行体の株価の変動により価格が変動することや、株式市場全体の相場変動によって価格が変動することがあります。株式への投資を行っている場合には、投資する企業の株価の下落は、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

#### 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。なお、各ファンドが投資対象とする公社債のうち、ハイイールド債は、信用度が高い高格付債と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化（格付の引き下げ・引き上げ）により、公社債の価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。各ファンドが投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 為替変動リスク

<Aコース> 為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

<Bコース> 為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。Aコースでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかります（ヘッジコストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差で、この金利差分収益が減少または増加します）。Bコースでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった

場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。各ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

#### カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産の価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。

各ファンドの投資先となっている国がこうした状態に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

#### <その他>

- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・各ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

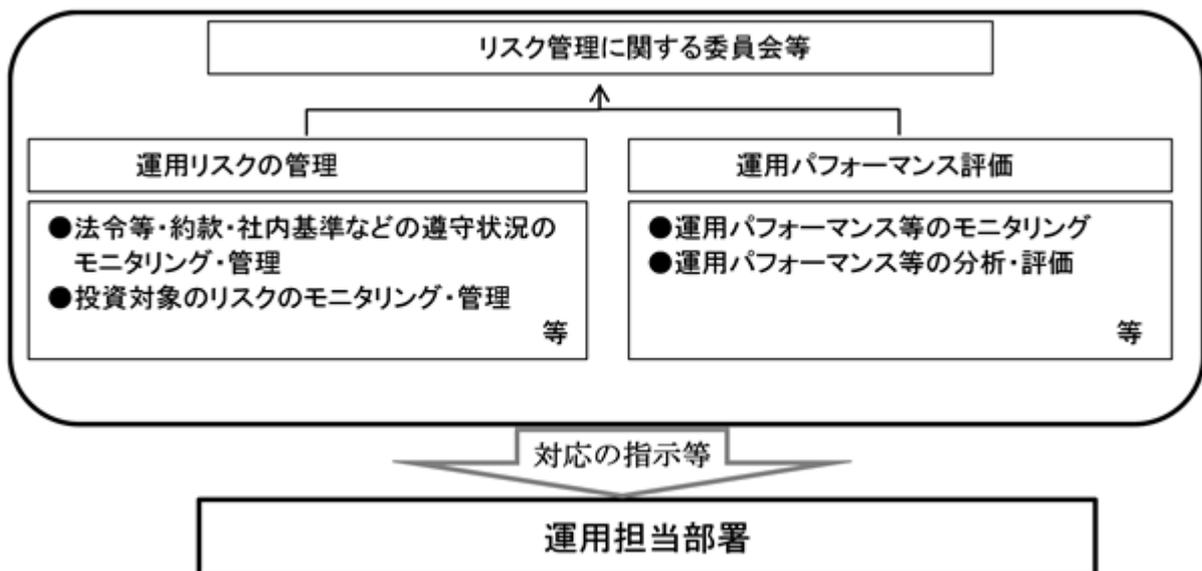
#### <収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家(受益者)のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## (2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



リスク管理体制は2021年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

なお、マザーファンドにおいて、委託会社より運用に関する権限の委託を受けたロード・アベット社は、以下の体制によりリスク管理を行います。

運用部門から独立したリスク管理部門が、日次でファンドのリスク分析を行います。

一方、投資ガイドライン、コンプライアンスの抵触状況は、システム的に管理し、ガイドライン等に抵触する取引が含まれる場合には、運用部門・法務部門・コンプライアンス部門へ連絡を入れ、対応を図ります。

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

## <参考情報>

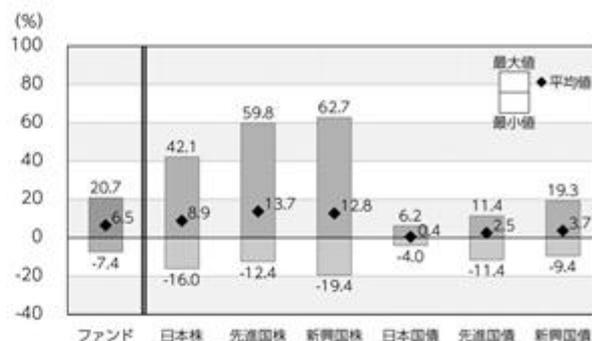
### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



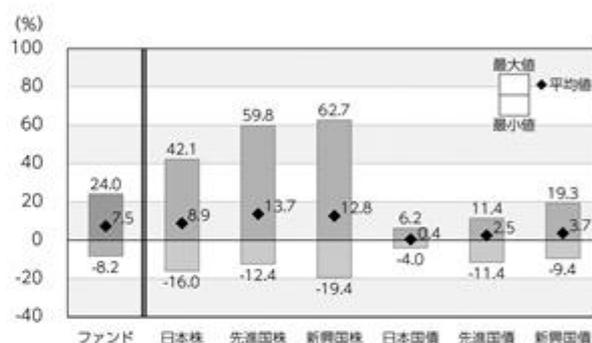
\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。なお、分配金再投資基準価額は、1999年1月4日の各ファンドの基準価額(Aコース 9,829円、Bコース 8,268円)に合わせて指数化しています。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



2016年9月～2021年8月



2016年9月～2021年8月

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX)* (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広くに網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数は、株式会社東京証券取引所 (現東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所に有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

\*東証株価指数 (TOPIX) は、東証市場再編に伴い、2022年4月4日付で指数の算出要領が変更される予定です。

#### 4【手数料等及び税金】

##### （1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に、2.2%（税抜2%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

上記にかかわらず、スイッチング（乗換え）の場合は無手数料となります。また、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

##### < 申込手数料を対価とする役務の内容 >

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

##### （2）【換金（解約）手数料】

ありません。

##### （3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.815%（税抜1.65%）の率を乗じて得た額とします。

その配分（税抜）については、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
0.80%	0.75%	0.10%

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

マザーファンドの投資顧問会社であるロード・アベット社が受ける報酬は運用の対価等として、マザーファンドに投資する各ファンドから委託会社が受ける信託報酬より支払期日毎に支弁するものとし、その報酬額は、各ファンド毎に信託財産の純資産総額に年10,000分の37.5の率を乗じて得た額とします。

## &lt; 信託報酬等を対価とする役務の内容 &gt;

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。

各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記、 の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、各ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

## (5) 【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

## 個人の受益者に対する課税

## 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合  
NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2021年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

##### < 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

#### <収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

MHAM USインカムオープンAコース(為替ヘッジあり)

2021年8月31日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	855,711,572	98.93
内 日本	855,711,572	98.93
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	9,276,984	1.07
純資産総額	864,988,556	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

MHAM USインカムオープンBコース(為替ヘッジなし)

2021年8月31日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,062,836,635	98.63
内 日本	1,062,836,635	98.63
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	14,717,978	1.37
純資産総額	1,077,554,613	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

LA USインカムマザーファンド

2021年8月31日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	166,768,691	3.01
内 アメリカ	166,768,691	3.01
国債証券	166,135,944	3.00
内 アメリカ	166,135,944	3.00
特殊債券	41,379,226	0.75
内 カナダ	24,461,276	0.44
内 メキシコ	16,917,950	0.31
社債券	5,022,450,885	90.70
内 アメリカ	4,333,268,795	78.25
内 オランダ	166,669,906	3.01
内 アイルランド	98,365,956	1.78
内 イギリス	60,788,211	1.10
内 カナダ	57,819,015	1.04
内 リベリア	53,391,632	0.96
内 日本	44,854,617	0.81
内 バミューダ	33,525,318	0.61
内 パナマ	31,433,215	0.57
内 ドイツ	23,793,350	0.43
内 スペイン	22,358,605	0.40
内 ルクセンブルグ	21,763,936	0.39
内 ケイマン諸島	19,646,175	0.35
内 オーストラリア	17,931,905	0.32
内 マーシャル諸島	14,445,212	0.26
内 モーリシャス	10,692,844	0.19

	内 シンガポール	7,569,629	0.14
	内 プエルトリコ	4,132,564	0.07
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		140,759,750	2.54
純資産総額		5,537,494,496	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 新株予約権付社債券は社債券に含まれます。

## (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

MHAM USインカムオープンAコース(為替ヘッジあり)

2021年8月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	LA USインカムマザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	160,588,442	5.2940 850,171,270	5.3286 855,711,572	- -	98.93

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2021年8月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.93
合計	98.93

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

MHAM USインカムオープンBコース(為替ヘッジなし)

2021年8月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	LA USインカムマザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	199,458,889	5.2940 1,055,955,304	5.3286 1,062,836,635	- -	98.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2021年8月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.63
合計	98.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

## L A U S インカムマザーファンド

2021年8月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	DANAHER CORP PFD 4.75 アメリカ	株式 ヘルスケア機器・用品	709	214,273.12 151,919,648	235,216.77 166,768,691	- -	3.01
2	US T BILL 02/24/22 アメリカ	国債証券 -	166,168,800	99.97 166,130,038	99.98 166,135,944	- 2022/2/24	3.00
3	EVERBRIDGE INC 1.5 11/01/22 アメリカ	社債券 -	32,200,700	419.28 135,014,315	460.42 148,261,683	1.5 2022/11/1	2.68
4	TESLA INC 2.0 05/15/24 アメリカ	社債券 -	9,451,400	1,089.87 103,008,918	1,177.34 111,276,057	2 2024/5/15	2.01
5	NEVRO CORP 2.75 04/01/25 アメリカ	社債券 -	73,852,800	164.75 121,672,488	136.00 100,439,808	2.75 2025/4/1	1.81
6	SNAP INC 0.75 08/01/26 アメリカ	社債券 -	27,475,000	329.87 90,633,156	329.27 90,468,306	0.75 2026/8/1	1.63
7	AEROJET ROCKETDYNE HLDG 2.25 12/15/23 アメリカ	社債券 -	54,950,000	180.25 99,047,375	159.56 87,679,593	2.25 2023/12/15	1.58
8	AMAZON.COM INC 5.2 12/03/25 アメリカ	社債券 -	67,588,500	117.48 79,405,616	117.12 79,160,251	5.2 2025/12/3	1.43
9	HCA INC 5.5 06/15/47 アメリカ	社債券 -	36,267,000	133.77 48,516,879	132.78 48,158,540	5.5 2047/6/15	0.87
10	FORD MOTOR CREDIT CO LLC 4.0 11/13/30 アメリカ	社債券 -	43,960,000	105.76 46,492,975	105.62 46,433,629	4 2030/11/13	0.84
11	APACHE CORP 5.1 09/01/40 アメリカ	社債券 -	38,025,400	107.64 40,931,681	111.16 42,271,316	5.1 2040/9/1	0.76
12	LIVE NATION ENTERTAINMEN 2.5 03/15/23 アメリカ	社債券 -	27,475,000	132.38 36,371,405	138.89 38,160,233	2.5 2023/3/15	0.69
13	NAVIENT CORP 6.75 06/25/25 アメリカ	社債券 -	33,739,300	111.15 37,503,931	111.85 37,740,780	6.75 2025/6/25	0.68
14	T-MOBILE USA INC 3.375 04/15/29 アメリカ	社債券 -	33,189,800	104.13 34,563,857	105.74 35,098,213	3.375 2029/4/15	0.63
15	PDC ENERGY INC 5.75 05/15/26 アメリカ	社債券 -	33,519,500	103.46 34,680,280	103.63 34,738,604	5.75 2026/5/15	0.63
16	TWILIO INC 3.875 03/15/31 アメリカ	社債券 -	33,189,800	104.55 34,702,175	104.65 34,733,953	3.875 2031/3/15	0.63
17	VERISIGN INC 4.75 07/15/27 アメリカ	社債券 -	32,090,800	106.30 34,115,172	105.77 33,944,525	4.75 2027/7/15	0.61

18	PARK INTERMED HOLDINGS 5.875 10/01/28 アメリカ	社債券 -	30,552,200	107.08 32,716,212	106.62 32,576,283	5.875 2028/10/1	0.59
19	NETFLIX INC 5.875 02/15/25 アメリカ	社債券 -	28,244,300	115.42 32,600,700	114.39 32,309,219	5.875 2025/2/15	0.58
20	MATADOR RESOURCES CO 5.875 09/15/26 アメリカ	社債券 -	31,541,300	102.13 32,214,861	100.72 31,770,289	5.875 2026/9/15	0.57
21	WINDSTREAM ESCROW LLC 7.75 08/15/28 アメリカ	社債券 -	30,442,300	102.37 31,165,304	103.47 31,498,952	7.75 2028/8/15	0.57
22	GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.5 11/16/26 アメリカ	社債券 -	28,354,200	109.17 30,956,285	108.95 30,894,680	3.5 2026/11/16	0.56
23	HILCORP ENERGY I/HILCORP 6.25 11/01/28 アメリカ	社債券 -	30,222,500	104.35 31,538,538	102.14 30,871,527	6.25 2028/11/1	0.56
24	NEWFIELD EXPLORATION CO 5.625 07/01/24 アメリカ	社債券 -	27,475,000	110.70 30,416,962	111.02 30,503,941	5.625 2024/7/1	0.55
25	AG ISSUER LLC 6.25 03/01/28 アメリカ	社債券 -	29,782,900	105.10 31,304,210	102.37 30,490,243	6.25 2028/3/1	0.55
26	PETSMART INC/PETSMART FI 7.75 02/15/29 アメリカ	社債券 -	27,475,000	109.76 30,156,697	109.62 30,119,468	7.75 2029/2/15	0.54
27	CENTENNIAL RESOURCE PROD 3.25 04/01/28 アメリカ	社債券 -	27,475,000	115.33 31,687,447	109.24 30,015,967	3.25 2028/4/1	0.54
28	AMC NETWORKS INC 4.75 08/01/25 アメリカ	社債券 -	28,793,800	102.65 29,557,267	102.64 29,554,388	4.75 2025/8/1	0.53
29	TRANSDIGM INC 5.5 11/15/27 アメリカ	社債券 -	28,574,000	103.53 29,583,519	102.12 29,180,626	5.5 2027/11/15	0.53
30	CIT BANK NA 09/27/25 アメリカ	社債券 -	27,475,000	105.18 28,900,677	105.29 28,928,702	2.969 2025/9/27	0.52

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2021年8月31日現在

種類	投資比率(%)
株式	3.01
国債証券	3.00
特殊債券	0.75
社債券	90.70
合計	97.46

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

業種	国内/外国	投資比率(%)
ヘルスケア機器・用品	外国	3.01
合計		3.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 【投資不動産物件】

MHAM USインカムオープンAコース(為替ヘッジあり)

該当事項はありません。

MHAM USインカムオープンBコース(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

(参考)

LA USインカムマザーファンド

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

MHAM USインカムオープンAコース(為替ヘッジあり)

該当事項はありません。

MHAM USインカムオープンBコース(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

(参考)

LA USインカムマザーファンド

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

MHAM USインカムオープンAコース(為替ヘッジあり)

直近日(2021年8月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第29計算期間末 (2012年 1月30日)	1,109	1,131	0.8741	0.8921
第30計算期間末 (2012年 7月30日)	1,102	1,125	0.8830	0.9010
第31計算期間末 (2013年 1月30日)	1,026	1,046	0.9209	0.9389
第32計算期間末 (2013年 7月30日)	1,003	1,016	0.9258	0.9378
第33計算期間末 (2014年 1月30日)	971	983	0.9462	0.9582
第34計算期間末 (2014年 7月30日)	1,005	1,018	0.9691	0.9811
第35計算期間末 (2015年 1月30日)	965	978	0.9519	0.9639

第36計算期間末 (2015年 7月30日)	922	934	0.9383	0.9503
第37計算期間末 (2016年 2月 1日)	850	862	0.8783	0.8903
第38計算期間末 (2016年 8月 1日)	899	911	0.9408	0.9528
第39計算期間末 (2017年 1月30日)	889	900	0.9617	0.9737
第40計算期間末 (2017年 7月31日)	895	906	0.9778	0.9898
第41計算期間末 (2018年 1月30日)	862	873	0.9707	0.9827
第42計算期間末 (2018年 7月30日)	809	819	0.9274	0.9394
第43計算期間末 (2019年 1月30日)	783	793	0.9052	0.9172
第44計算期間末 (2019年 7月30日)	847	857	0.9693	0.9813
第45計算期間末 (2020年1月30日)	823	833	0.9857	0.9977
第46計算期間末 (2020年7月30日)	902	912	1.0608	1.0728
第47計算期間末 (2021年2月1日)	1,039	1,050	1.1275	1.1395
第48計算期間末 (2021年7月30日)	869	878	1.1102	1.1222
2020年8月末日	926	-	1.0766	-
9月末日	907	-	1.0595	-
10月末日	904	-	1.0552	-
11月末日	940	-	1.0974	-
12月末日	1,005	-	1.1254	-
2021年1月末日	1,054	-	1.1442	-
2月末日	1,039	-	1.1138	-
3月末日	1,004	-	1.0871	-
4月末日	1,022	-	1.1093	-
5月末日	997	-	1.0997	-
6月末日	1,010	-	1.1179	-
7月末日	869	-	1.1102	-
8月末日	864	-	1.1114	-

## MHAM USインカムオープンBコース(為替ヘッジなし)

直近日(2021年8月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第29計算期間末 (2012年 1月30日)	908	937	0.5718	0.5898
第30計算期間末 (2012年 7月30日)	872	898	0.5852	0.6032

第31計算期間末 (2013年 1月30日)	962	987	0.7022	0.7202
第32計算期間末 (2013年 7月30日)	996	1,010	0.7613	0.7713
第33計算期間末 (2014年 1月30日)	950	962	0.8111	0.8211
第34計算期間末 (2014年 7月30日)	945	957	0.8315	0.8415
第35計算期間末 (2015年 1月30日)	1,021	1,036	0.9408	0.9548
第36計算期間末 (2015年 7月30日)	1,042	1,057	0.9721	0.9861
第37計算期間末 (2016年 2月 1日)	964	980	0.8887	0.9027
第38計算期間末 (2016年 8月 1日)	886	902	0.8094	0.8234
第39計算期間末 (2017年 1月30日)	1,019	1,034	0.9304	0.9444
第40計算期間末 (2017年 7月31日)	924	938	0.9161	0.9301
第41計算期間末 (2018年 1月30日)	837	850	0.9040	0.9180
第42計算期間末 (2018年 7月30日)	818	831	0.8874	0.9014
第43計算期間末 (2019年 1月30日)	791	804	0.8636	0.8776
第44計算期間末 (2019年 7月30日)	851	864	0.9310	0.9450
第45計算期間末 (2020年1月30日)	852	865	0.9577	0.9717
第46計算期間末 (2020年7月30日)	869	882	0.9980	1.0120
第47計算期間末 (2021年2月1日)	945	958	1.0586	1.0726
第48計算期間末 (2021年7月30日)	1,066	1,080	1.0893	1.1033
2020年8月末日	893	-	1.0155	-
9月末日	894	-	1.0042	-
10月末日	880	-	0.9894	-
11月末日	914	-	1.0233	-
12月末日	935	-	1.0468	-
2021年1月末日	959	-	1.0749	-
2月末日	966	-	1.0612	-
3月末日	986	-	1.0792	-
4月末日	995	-	1.0845	-
5月末日	1,017	-	1.0836	-
6月末日	1,066	-	1.1094	-
7月末日	1,066	-	1.0893	-

8月末日	1,077	-	1.0945	-
------	-------	---	--------	---

## 【分配の推移】

## MHAM USインカムオープンAコース(為替ヘッジあり)

	1口当たりの分配金(円)
第29計算期間	0.0180
第30計算期間	0.0180
第31計算期間	0.0180
第32計算期間	0.0120
第33計算期間	0.0120
第34計算期間	0.0120
第35計算期間	0.0120
第36計算期間	0.0120
第37計算期間	0.0120
第38計算期間	0.0120
第39計算期間	0.0120
第40計算期間	0.0120
第41計算期間	0.0120
第42計算期間	0.0120
第43計算期間	0.0120
第44計算期間	0.0120
第45計算期間	0.0120
第46計算期間	0.0120
第47計算期間	0.0120
第48計算期間	0.0120

## MHAM USインカムオープンBコース(為替ヘッジなし)

	1口当たりの分配金(円)
第29計算期間	0.0180
第30計算期間	0.0180
第31計算期間	0.0180
第32計算期間	0.0100
第33計算期間	0.0100
第34計算期間	0.0100
第35計算期間	0.0140
第36計算期間	0.0140
第37計算期間	0.0140
第38計算期間	0.0140
第39計算期間	0.0140
第40計算期間	0.0140
第41計算期間	0.0140
第42計算期間	0.0140
第43計算期間	0.0140
第44計算期間	0.0140
第45計算期間	0.0140
第46計算期間	0.0140
第47計算期間	0.0140
第48計算期間	0.0140

## 【収益率の推移】

## MHAM USインカムオープンAコース（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第29計算期間	1.16
第30計算期間	3.08
第31計算期間	6.33
第32計算期間	1.84
第33計算期間	3.50
第34計算期間	3.69
第35計算期間	0.54
第36計算期間	0.17
第37計算期間	5.12
第38計算期間	8.48
第39計算期間	3.50
第40計算期間	2.92
第41計算期間	0.50
第42計算期間	3.22
第43計算期間	1.10
第44計算期間	8.41
第45計算期間	2.9
第46計算期間	8.8
第47計算期間	7.4
第48計算期間	0.5

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

## MHAM USインカムオープンBコース（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
第29計算期間	0.02
第30計算期間	5.49
第31計算期間	23.07
第32計算期間	9.84
第33計算期間	7.85
第34計算期間	3.75
第35計算期間	14.83
第36計算期間	4.82
第37計算期間	7.14
第38計算期間	7.35
第39計算期間	16.68
第40計算期間	0.03
第41計算期間	0.21
第42計算期間	0.29
第43計算期間	1.10
第44計算期間	9.43
第45計算期間	4.4
第46計算期間	5.7
第47計算期間	7.5
第48計算期間	4.2

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

## (4) 【設定及び解約の実績】

## MHAM USインカムオープンAコース(為替ヘッジあり)

	設定口数	解約口数
第29計算期間	20,527,065	198,410,196
第30計算期間	19,354,788	39,436,885
第31計算期間	34,626,685	169,076,641
第32計算期間	31,004,243	61,963,371
第33計算期間	12,481,099	69,704,083
第34計算期間	60,889,972	49,381,427
第35計算期間	71,817,619	94,796,342
第36計算期間	19,992,295	51,891,657
第37計算期間	20,258,564	34,626,241
第38計算期間	16,763,249	28,897,833
第39計算期間	29,701,343	61,012,215
第40計算期間	43,218,819	52,033,552
第41計算期間	39,328,036	66,766,155
第42計算期間	17,887,889	34,205,340
第43計算期間	13,860,444	21,215,504
第44計算期間	31,510,404	22,289,804
第45計算期間	39,026,830	78,293,682
第46計算期間	55,026,081	39,787,235
第47計算期間	131,167,172	59,425,760
第48計算期間	67,628,733	206,416,381

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

## MHAM USインカムオープンBコース(為替ヘッジなし)

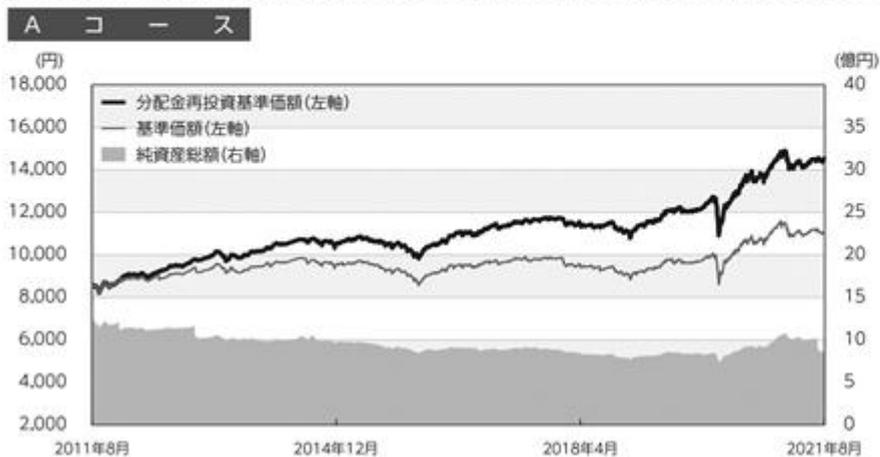
	設定口数	解約口数
第29計算期間	45,033,740	104,306,383
第30計算期間	44,633,514	143,260,744
第31計算期間	40,520,930	160,308,748
第32計算期間	40,365,935	101,214,852
第33計算期間	33,620,321	171,300,332
第34計算期間	31,429,296	65,641,360
第35計算期間	73,991,490	126,275,834
第36計算期間	50,111,165	63,523,900
第37計算期間	60,525,064	46,796,090
第38計算期間	37,995,286	27,994,339
第39計算期間	29,748,036	29,911,103
第40計算期間	34,556,547	120,769,916
第41計算期間	29,735,575	113,021,830
第42計算期間	24,403,065	28,494,168
第43計算期間	18,248,064	23,309,275
第44計算期間	45,323,873	47,495,683
第45計算期間	37,681,607	61,996,371
第46計算期間	36,526,699	55,266,772
第47計算期間	68,478,826	46,875,983
第48計算期間	112,974,943	26,828,458

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

## 参考情報

データの基準日:2021年8月31日

## 基準価額・純資産の推移 (2011年8月31日～2021年8月31日)



## 分配の推移(税引前)

A コース	
2019年 7月	120円
2020年 1月	120円
2020年 7月	120円
2021年 2月	120円
2021年 7月	120円
設定来累計	6,170円



B コース	
2019年 7月	140円
2020年 1月	140円
2020年 7月	140円
2021年 2月	140円
2021年 7月	140円
設定来累計	9,640円

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:1997年1月31日)

※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

## A コース

## ■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	LA USインカムマザーファンド	98.93

## B コース

## ■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	LA USインカムマザーファンド	98.63

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2021年8月31日

## ■LA USインカムマザーファンド

## 資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	3.01
内 アメリカ	3.01
国債証券	3.00
内 アメリカ	3.00
特殊債券	0.75
内 カナダ	0.44
内 メキシコ	0.31
社債券	90.70
内 アメリカ	78.25
内 オランダ	3.01
内 アイルランド	1.78
内 イギリス	1.10
内 カナダ	1.04
内 その他	5.52
コールローン、その他の資産(負債控除後)	2.54
合計(純資産総額)	100.00

## 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	利率(%)	償還日	比率(%)
1	DANAHER CORP PFD 4.75	株式	アメリカ	ヘルスケア機器/電	-	-	3.01
2	US T BILL 02/24/22	国債証券	アメリカ	-	-	2022/2/24	3.00
3	EVERBRIDGE INC 1.5 11/01/22	社債券	アメリカ	-	1.5	2022/11/1	2.68
4	TESLA INC 2.0 05/15/24	社債券	アメリカ	-	2	2024/5/15	2.01
5	NEVRO CORP 2.75 04/01/25	社債券	アメリカ	-	2.75	2025/4/1	1.81
6	SNAP INC 0.75 08/01/26	社債券	アメリカ	-	0.75	2026/8/1	1.63
7	AEROJET ROCKETDYNE HLDG 2.25 12/15/23	社債券	アメリカ	-	2.25	2023/12/15	1.58
8	AMAZON.COM INC 5.2 12/03/25	社債券	アメリカ	-	5.2	2025/12/3	1.43
9	HCA INC 5.5 06/15/47	社債券	アメリカ	-	5.5	2047/6/15	0.87
10	FORD MOTOR CREDIT CO LLC 4.0 11/13/30	社債券	アメリカ	-	4	2030/11/13	0.84

\*新株予約権付社債券は社債券に含まれます。

\*比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

## A コース



## B コース



\*年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ※2021年については年初から基準日までの収益率を表示しています。  
 ※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、当初お申込みいただいた後のコース変更はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 各ファンド間で、販売会社が別に定める単位でスイッチング（乗換え）ができます。

スイッチングとは、現在保有しているファンドを換金（解約請求）すると同時に他のファンドの取得申込みを行う取引のことをいい、ファンドの換金代金そのまま取得申込代金に充当されます。

スイッチング前とスイッチング後で受益者の個別元本が変わり、スイッチング申込者の損益が一旦確定します。

スイッチングの際には、申込手数料は無手数料となりますが、解約請求時と同様の税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。スイッチングの取扱いや申込単位等については、販売会社にお問い合わせください。
- (10) 販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

- (11) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができます。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付については、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。また、信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、各ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合があります。
- (7) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記（4）の規定に準じた価額とします。
- (8) ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制（販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法）による換金を受付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における取引所の最終相場
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額(売り気配相場を除きます。) ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

1997年1月31日から無期限とします。

#### (4)【計算期間】

毎年1月31日から7月30日まで、および7月31日から翌年1月30日までとすることを原則とします。

ただし、第1期計算期間は1997年1月31日から1998年1月30日までとします。上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) 【その他】

## 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が当初設定口数の10分の1または5億口を下回る事となるときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
  - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
  - d. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
  - f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおける委託会社と投資顧問会社との間の外部委託契約の契約期間は、マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、30日以上前の書面による通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。
2. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
3. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>

## 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

### (3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

MHAM USインカムオープンAコース(為替ヘッジあり)

MHAM USインカムオープンBコース(為替ヘッジなし)

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期計算期間(2021年2月2日から2021年7月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【MHAM USインカムオープンAコース(為替ヘッジあり)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第47期 2021年2月1日現在	第48期 2021年7月30日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	37,568,571	18,283,683
親投資信託受益証券	1,031,325,811	850,171,270
派生商品評価勘定	-	6,504,927
未収入金	-	150,350,190
流動資産合計	1,068,894,382	1,025,310,070
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	7,852,404	-
未払収益分配金	11,064,635	9,399,184
未払解約金	1,561,654	137,257,239
未払受託者報酬	531,228	548,811
未払委託者報酬	8,234,802	8,507,284
その他未払費用	17,475	17,980
流動負債合計	29,262,198	155,730,498
負債合計	29,262,198	155,730,498
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	922,052,993	783,265,345
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	117,579,191	86,314,227
(分配準備積立金)	157,093,372	122,668,812
元本等合計	1,039,632,184	869,579,572
純資産合計	1,039,632,184	869,579,572
負債純資産合計	1,068,894,382	1,025,310,070

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第47期 自 2020年7月31日 至 2021年2月1日	第48期 自 2021年2月2日 至 2021年7月30日
<b>営業収益</b>		
受取利息	22	4
有価証券売買等損益	77,033,475	51,845,459
為替差損益	63,736	48,735,798
<b>営業収益合計</b>	<b>76,969,761</b>	<b>3,109,665</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	3,519	2,074
受託者報酬	531,228	548,811
委託者報酬	8,234,802	8,507,284
その他費用	23,415	17,980
<b>営業費用合計</b>	<b>8,792,964</b>	<b>9,076,149</b>
営業利益又は営業損失( )	68,176,797	5,966,484
経常利益又は経常損失( )	68,176,797	5,966,484
当期純利益又は当期純損失( )	68,176,797	5,966,484
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,301,329	2,330,663
期首剰余金又は期首欠損金( )	51,724,646	117,579,191
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,699,127	8,000,433
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,699,127	8,000,433
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,655,415	26,230,392
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,655,415	26,230,392
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	11,064,635	9,399,184
期末剰余金又は期末欠損金( )	117,579,191	86,314,227

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第48期	
	自 2021年2月2日	至 2021年7月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年1月30日及び7月30日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2021年2月1日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第47期	第48期
	2021年2月1日現在	2021年7月30日現在
1. 期首元本額	850,311,581円	922,052,993円
期中追加設定元本額	131,167,172円	67,628,733円
期中一部解約元本額	59,425,760円	206,416,381円
2. 受益権の総数	922,052,993口	783,265,345口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第47期	第48期
	自 2020年7月31日 至 2021年2月1日	自 2021年2月2日 至 2021年7月30日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(14,727,156円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(43,411,420円)、信託約款に規定される収益調整金(192,201,648円)及び分配準備積立金(110,019,431円)より分配対象収益は360,359,655円(1万口当たり3,908.23円)であり、うち11,064,635円(1万口当たり120円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,080,974円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(172,862,768円)及び分配準備積立金(123,987,022円)より分配対象収益は304,930,764円(1万口当たり3,893.07円)であり、うち9,399,184円(1万口当たり120円)を分配金額としております。

2. 委託費用	<p>信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>(注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。</p> <p>1,812,502円</p>	<p>信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>(注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。</p> <p>1,869,275円</p>
---------	---	---

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第47期 自 2020年7月31日 至 2021年2月1日	第48期 自 2021年2月2日 至 2021年7月30日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第47期	第48期
	2021年2月1日現在	2021年7月30日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第47期	第48期
	2021年2月1日現在	2021年7月30日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	77,033,475	42,427,423
合計	77,033,475	42,427,423

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 通貨関連

種類	第47期		
	2021年2月1日現在		
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
	うち 1年超		

市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	1,024,095,196	-	1,031,947,600	7,852,404
	1,024,095,196	-	1,031,947,600	7,852,404
合計	1,024,095,196	-	1,031,947,600	7,852,404

種類	第48期 2021年7月30日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	846,115,283	-	839,610,356	6,504,927
	846,115,283	-	839,610,356	6,504,927
合計	846,115,283	-	839,610,356	6,504,927

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第47期 2021年2月1日現在	第48期 2021年7月30日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1275円 (11,275円)	1.1102円 (11,102円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2021年7月30日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
----	----	-------------	------------	----

親投資信託受益証券	LA USインカムマザーファンド	160,588,442	850,171,270	
親投資信託受益証券	合計	160,588,442	850,171,270	
合計			850,171,270	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 【MHAM USインカムオープンBコース(為替ヘッジなし)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第47期 2021年2月1日現在	第48期 2021年7月30日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	20,951,687	34,442,135
親投資信託受益証券	928,732,249	1,055,955,304
未収入金	17,000,000	-
流動資産合計	966,683,936	1,090,397,439
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	12,505,642	13,711,693
未払解約金	120,617	828,923
未払受託者報酬	508,691	543,837
未払委託者報酬	7,885,196	8,429,991
その他未払費用	16,736	17,798
流動負債合計	21,036,882	23,532,242
負債合計	21,036,882	23,532,242
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	893,260,203	979,406,688
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	52,386,851	87,458,509
(分配準備積立金)	183,361,667	204,946,207
元本等合計	945,647,054	1,066,865,197
純資産合計	945,647,054	1,066,865,197
負債純資産合計	966,683,936	1,090,397,439

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第47期 自 2020年7月31日 至 2021年2月1日	第48期 自 2021年2月2日 至 2021年7月30日
<b>営業収益</b>		
受取利息	16	4
有価証券売買等損益	74,637,252	50,223,055
<b>営業収益合計</b>	<b>74,637,268</b>	<b>50,223,059</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	3,760	2,387
受託者報酬	508,691	543,837
委託者報酬	7,885,196	8,429,991
その他費用	16,736	17,798
<b>営業費用合計</b>	<b>8,414,383</b>	<b>8,994,013</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>66,222,885</b>	<b>41,229,046</b>
経常利益又は経常損失( )	66,222,885	41,229,046
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>66,222,885</b>	<b>41,229,046</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,253,329	736,242
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>1,786,408</b>	<b>52,386,851</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>1,709,345</b>	<b>9,894,430</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	65,087	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,644,258	9,894,430
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>-</b>	<b>1,603,883</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,603,883
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>	<b>12,505,642</b>	<b>13,711,693</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>52,386,851</b>	<b>87,458,509</b>

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第48期	
	自 2021年2月2日	至 2021年7月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年1月30日及び7月30日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2021年2月1日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第47期	第48期
	2021年2月1日現在	2021年7月30日現在
1. 期首元本額	871,657,360円	893,260,203円
期中追加設定元本額	68,478,826円	112,974,943円
期中一部解約元本額	46,875,983円	26,828,458円
2. 受益権の総数	893,260,203口	979,406,688口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第47期	第48期
	自 2020年7月31日 至 2021年2月1日	自 2021年2月2日 至 2021年7月30日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(14,185,347円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(50,784,209円)、信託約款に規定される収益調整金(170,246,607円)及び分配準備積立金(130,897,753円)より分配対象収益は366,113,916円(1万口当たり4,098.62円)であり、うち12,505,642円(1万口当たり140円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(16,329,074円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(24,163,730円)、信託約款に規定される収益調整金(209,757,633円)及び分配準備積立金(178,165,096円)より分配対象収益は428,415,533円(1万口当たり4,374.23円)であり、うち13,711,693円(1万口当たり140円)を分配金額としております。
2. 委託費用	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。 1,734,978円	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。 1,855,261円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第47期	第48期
	自 2020年7月31日 至 2021年2月1日	自 2021年2月2日 至 2021年7月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第47期	第48期
	2021年2月1日現在	2021年7月30日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第47期 2021年2月1日現在	第48期 2021年7月30日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	73,211,984	50,223,055
合計	73,211,984	50,223,055

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第47期 2021年2月1日現在	第48期 2021年7月30日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0586円 (10,586円)	1.0893円 (10,893円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2021年7月30日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	LA USインカムマザーファンド	199,458,889	1,055,955,304	
親投資信託受益証券	合計	199,458,889	1,055,955,304	
合計			1,055,955,304	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「MHAM USインカムオープンAコース(為替ヘッジあり)」、「MHAM USインカムオープンBコース(為替ヘッジなし)」は、「LA USインカムマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## L A U S インカムマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

2021年7月30日現在

資産の部	
流動資産	
預金	208,372,268
コール・ローン	28,635,304
株式	151,352,887
国債証券	165,510,263
特殊債券	41,265,671
社債券	5,006,986,287
派生商品評価勘定	784,374
未収入金	4,683,795
未収利息	50,174,164
前払費用	3,132,422
流動資産合計	5,660,897,435
資産合計	5,660,897,435
負債の部	
流動負債	
未払金	9,260,482
未払解約金	150,000,000
流動負債合計	159,260,482
負債合計	159,260,482
純資産の部	
元本等	
元本	1,039,192,905
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,462,444,048
元本等合計	5,501,636,953
純資産合計	5,501,636,953
負債純資産合計	5,660,897,435

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2021年2月2日 至 2021年7月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>国債証券、特殊債券及び社債券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	2021年7月30日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,074,338,717円
同期中追加設定元本額	35,850,339円
同期中一部解約元本額	70,996,151円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAM USインカムオープンAコース（為替ヘッジあり）	160,588,442円
MHAM USインカムオープンBコース（為替ヘッジなし）	199,458,889円
MHAM USインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）	679,145,574円
計	1,039,192,905円
2. 受益権の総数	1,039,192,905口

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2021年2月2日 至 2021年7月30日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年7月30日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	2021年7月30日現在
	当期の損益に含まれた評価差額(円)
株式	25,571,575
国債証券	40,309
特殊債券	208,508
社債券	7,128,611
合計	32,531,987

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 通貨関連

種類	2021年7月30日現在			
	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	148,591,237	-	147,806,863	784,374
アメリカ・ドル	148,591,237	-	147,806,863	784,374
合計	148,591,237	-	147,806,863	784,374

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2021年7月30日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5.2941円 (52,941円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2021年7月30日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	DANAHER CORP PFD 4.75	709	1,949.710	1,382,344.390	
アメリカ・ドル	小計	709		1,382,344.390 (151,352,887)	
合計		709		151,352,887 (151,352,887)	

(2) 株式以外の有価証券

2021年7月30日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T BILL 02/24/22	1,512,000.000	1,511,647.300	
	アメリカ・ドル	小計	1,512,000.000 (165,548,880)	1,511,647.300 (165,510,263)	

国債証券 合計			165,548,880 (165,548,880)	165,510,263 (165,510,263)	
特殊債券	アメリカ・ドル	CADILLAC FAIRVIEW PRP TR 3.875 03/20/27	200,000.000	223,560.460	
		PETROLEOS MEXICANOS 5.95 01/28/31	54,000.000	53,163.000	
		PETROLEOS MEXICANOS 6.84 01/23/30	96,000.000	100,166.400	
	アメリカ・ドル 小計	350,000.000 (38,321,500)	376,889.860 (41,265,671)		
特殊債券 合計			38,321,500 (38,321,500)	41,265,671 (41,265,671)	
社債券	アメリカ・ドル	ABBVIE INC 3.2 11/21/29	80,000.000	87,942.610	
		AEROJET ROCKETDYNE HLDG 2.25 12/15/23	500,000.000	901,250.000	
		AG ISSUER LLC 6.25 03/01/28	271,000.000	284,842.680	
		AIB GROUP PLC 04/10/25	200,000.000	215,836.540	
		AIB GROUP PLC 4.75 10/12/23	200,000.000	216,685.590	
		AIR CANADA 3.875 08/15/26	44,000.000	44,053.780	
		ALASKA AIRLINES 2020 TR 4.8 08/15/27	49,001.100	54,350.610	
		ALCOA NEDERLAND HOLDING 4.125 03/31/29	200,000.000	210,744.000	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE 3.95 01/15/28	85,000.000	96,994.180	
		ALLEGION PLC 3.5 10/01/29	37,000.000	40,798.460	
		ALLISON TRANSMISSION INC 3.75 01/30/31	41,000.000	40,853.420	
		ALLSTATE CORP 3.28 12/15/26	62,000.000	68,999.970	
		ALLY FINANCIAL INC 8.0 11/01/31	67,000.000	97,592.350	
		ALTICE FRANCE HOLDING 6.0 02/15/28	200,000.000	197,316.000	
		AMAZON.COM INC 5.2 12/03/25	615,000.000	722,526.080	
		AMC NETWORKS INC 4.75 08/01/25	262,000.000	268,946.930	
		AMERICAN AIRLINES/AADVAN 5.75 04/20/29	70,000.000	75,950.000	
		AMERICAN CAMPUS CMNTYS 3.875 01/30/31	84,000.000	94,595.030	
		AMERICAN HOMES 4 RENT 3.375 07/15/51	55,000.000	56,772.680	
		AMERICAN HOMES 4 RENT 4.9 02/15/29	39,000.000	46,392.850	

AMERICAN TOWER CORP 2.95 01/15/25	155,000.000	165,275.570	
AMPHENOL CORP 2.05 03/01/25	37,000.000	38,531.760	
AMPHENOL CORP 2.8 02/15/30	102,000.000	109,121.840	
ANTERO RESOURCES CORP 5.375 03/01/30	22,000.000	22,440.000	
ANTHEM INC 2.25 05/15/30	80,000.000	82,072.000	
APACHE CORP 4.25 01/15/30	76,000.000	79,344.380	
APACHE CORP 4.375 10/15/28	52,000.000	54,939.040	
APACHE CORP 4.75 04/15/43	37,000.000	38,303.690	
APACHE CORP 5.1 09/01/40	346,000.000	372,444.780	
APPLE INC 1.8 09/11/24	73,000.000	75,783.360	
APPLE INC 3.0 06/20/27	84,000.000	92,674.070	
ARCH CAPITAL FINANCE LLC 4.011 12/15/26	84,000.000	95,384.730	
ARIZONA PUBLIC SERVICE 2.95 09/15/27	66,000.000	72,109.160	
ASCENSION HEALTH 3.945 11/15/46	58,000.000	72,380.460	
ASSURANT INC 2.65 01/15/32	63,000.000	63,615.530	
ASSURANT INC 3.7 02/22/30	48,000.000	52,964.510	
ATLANTIC CITY ELECTRIC 4.0 10/15/28	52,000.000	60,209.320	
AUSGRID FINANCE PTY LTD 4.35 08/01/28	58,000.000	66,129.760	
AUTODESK INC 3.5 06/15/27	118,000.000	131,528.290	
AUTONATION INC 4.75 06/01/30	31,000.000	36,979.710	
AVIATION CAPITAL GROUP 1.95 01/30/26	25,000.000	25,227.620	
AVIS BUDGET CAR/FINANCE 5.375 03/01/29	50,000.000	52,066.000	
AVOLON HOLDINGS FNDG LTD 4.25 04/15/26	24,000.000	26,252.530	
BACARDI LTD 2.75 07/15/26	100,000.000	105,344.050	
BAFFINLAND IRON CORP/LP 8.75 07/15/26	46,000.000	49,086.920	
BALL CORP 2.875 08/15/30	102,000.000	101,126.880	
BANK OF AMERICA CORP 4.0 01/22/25	95,000.000	104,295.830	

BANK OF AMERICA CORP 4.45 03/03/26	139,000.000	157,426.700	
BANK OF IRELAND GROUP 4.5 11/25/23	200,000.000	216,380.080	
BANKUNITED INC 4.875 11/17/25	120,000.000	137,341.910	
BARCLAYS BANK PLC 02/15/23	200,000.000	204,393.410	
BERKSHIRE HATHAWAY INC 2.75 03/15/23	178,000.000	184,751.350	
BEST BUY CO INC 4.45 10/01/28	57,000.000	66,724.610	
BIOGEN INC 3.15 05/01/50	95,000.000	94,958.550	
BMW US CAPITAL LLC 4.15 04/09/30	97,000.000	114,235.880	
BOMBARDIER INC 7.125 06/15/26	35,000.000	36,455.300	
BRINK'S CO/THE 4.625 10/15/27	44,000.000	45,847.150	
BRITISH AIR 18-1 A PTT 4.125 09/20/31	32,553.410	33,201.470	
BRITISH AIR 18-1 AA PTT 3.8 09/20/31	32,448.620	33,808.590	
BRITISH AIR 19-1 A PTT 3.35 06/15/29	43,886.720	44,015.000	
BRITISH AIR 19-1 AA PTT 3.3 12/15/32	102,280.860	105,037.610	
BRITISH AIR 20-1 A PPT 4.25 11/15/32	15,409.730	16,517.990	
BUCKEYE PARTNERS LP 4.15 07/01/23	150,000.000	155,437.500	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC 4.25 02/01/32	28,000.000	28,683.200	
CABLE ONE INC 4.0 11/15/30	25,000.000	25,327.250	
CALLON PETROLEUM 8.0 08/01/28	27,000.000	25,405.780	
CALLON PETROLEUM CO 6.125 10/01/24	18,000.000	16,919.280	
CALLON PETROLEUM CO 6.375 07/01/26	56,000.000	51,055.200	
CALPINE CORP 3.75 03/01/31	57,000.000	54,656.160	
CALPINE CORP 5.0 02/01/31	106,000.000	107,429.410	
CARNIVAL CORP 11.5 04/01/23	106,000.000	119,939.000	
CARNIVAL CORP 4.0 08/01/28	85,000.000	85,000.000	

CARNIVAL CORP 7.625 03/01/26	31,000.000	32,928.200	
CARNIVAL CORP 9.875 08/01/27	43,000.000	49,181.250	
CARVANA CO 5.625 10/01/25	29,000.000	30,147.530	
CARVANA CO 5.875 10/01/28	29,000.000	30,527.720	
CELLNEX FINANCE CO SA 3.875 07/07/41	200,000.000	201,298.000	
CENOVUS ENERGY INC 5.375 07/15/25	47,000.000	53,573.480	
CENOVUS ENERGY INC 5.4 06/15/47	131,000.000	163,112.950	
CENTENE CORP 2.45 07/15/28	40,000.000	40,396.800	
CENTENE CORP 3.375 02/15/30	63,000.000	65,849.800	
CENTENE CORP 4.25 12/15/27	53,000.000	55,915.000	
CENTENE CORP 4.625 12/15/29	47,000.000	51,465.000	
CENTENE CORP 5.375 06/01/26	125,000.000	130,381.250	
CENTENNIAL RESOURCE PROD 3.25 04/01/28	250,000.000	288,329.820	
CENTURY COMMUNITIES 6.75 06/01/27	39,000.000	41,573.800	
CF INDUSTRIES INC 4.5 12/01/26	136,000.000	157,518.380	
CH ROBINSON WORLDWIDE 4.2 04/15/28	79,000.000	91,072.460	
CHARLES SCHWAB CORP 06/01/25	71,000.000	79,463.200	
CHARLES SCHWAB CORP 3.45 02/13/26	58,000.000	64,245.970	
CHEMOURS CO 5.75 11/15/28	54,000.000	57,456.000	
CHESAPEAKE ESCROW ISSUER 5.5 02/01/26	6,000.000	6,301.920	
CHESAPEAKE ESCROW ISSUER 5.875 02/01/29	6,000.000	6,393.480	
CHOBANI LLC/FINANCE CORP 7.5 04/15/25	47,000.000	49,100.900	
CINEMARK USA INC 5.25 07/15/28	53,000.000	49,950.640	
CIT BANK NA 09/27/25	250,000.000	262,972.500	
CIT GROUP INC 6.125 03/09/28	156,000.000	192,288.720	

CITIGROUP INC 4.45 09/29/27	167,000.000	192,723.540	
CLEAR CHANNEL OUTDOOR HO 7.75 04/15/28	39,000.000	39,975.000	
CLEARWAY ENERGY OP LLC 4.75 03/15/28	26,000.000	27,418.040	
CLEVELAND-CLIFFS INC 4.625 03/01/29	43,000.000	45,661.480	
CLEVELAND-CLIFFS INC 4.875 03/01/31	51,000.000	55,149.870	
CLOROX COMPANY 1.8 05/15/30	50,000.000	49,901.430	
COLT MERGER SUB INC 5.75 07/01/25	27,000.000	28,395.630	
COLT MERGER SUB INC 8.125 07/01/27	45,000.000	49,558.950	
COMSTOCK RESOURCES INC 6.75 03/01/29	26,000.000	27,133.860	
CONNECT FINCO SARL/CONNE 6.75 10/01/26	91,000.000	95,891.250	
CONTINENTAL RESOURCES 3.8 06/01/24	150,000.000	157,475.250	
CONTINENTAL RESOURCES 4.375 01/15/28	117,000.000	130,489.510	
CONTINENTAL RESOURCES 5.75 01/15/31	70,000.000	84,542.150	
COSTAR GROUP INC 2.8 07/15/30	28,000.000	28,872.560	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC 3.0 02/15/29	256,000.000	260,001.280	
CROWN CORK & SEAL CO INC 7.375 12/15/26	80,000.000	98,353.600	
CVS HEALTH CORP 3.625 04/01/27	40,000.000	44,580.390	
CYRUSONE LP/CYRUSONE FIN 2.9 11/15/24	26,000.000	27,469.640	
D.R. HORTON INC 2.6 10/15/25	31,000.000	32,764.830	
DELTA AIR LINES INC 7.0 05/01/25	95,000.000	111,937.870	
DELTA AIR LINES INC 7.375 01/15/26	150,000.000	176,763.240	
DELTA AIR LINES/SKYMILES 4.5 10/20/25	44,000.000	47,380.280	
DELTA AIR LINES/SKYMILES 4.75 10/20/28	45,000.000	50,400.100	
DIAMONDBACK ENERGY INC 3.5 12/01/29	110,000.000	118,883.950	
DIAMONDBACK ENERGY INC 4.4 03/24/51	47,000.000	53,571.470	

DIAMONDBACK ENERGY INC 4.75 05/31/25	148,000.000	166,138.580	
DISH DBS CORP 7.75 07/01/26	140,000.000	160,040.500	
DOVER CORP 2.95 11/04/29	51,000.000	55,289.760	
DPL INC 4.35 04/15/29	64,000.000	70,276.800	
EDWARDS LIFESCIENCES COR 4.3 06/15/28	59,000.000	68,828.220	
ENCOMPASS HEALTH CORP 4.5 02/01/28	150,000.000	155,625.000	
ENDEAVOR ENERGY RESOURCE 5.5 01/30/26	42,000.000	43,418.760	
ENDO LUX FIN CO I SARL 6.125 04/01/29	42,000.000	41,832.210	
ENEL FINANCE INTL NV 2.65 09/10/24	200,000.000	211,576.210	
ENTERGY ARKANSAS LLC 4.95 12/15/44	93,000.000	102,140.720	
EQT CORP 02/01/25	70,000.000	81,554.200	
EQT CORP 3.625 05/15/31	25,000.000	26,457.500	
EVERBRIDGE INC 1.5 11/01/22	293,000.000	1,228,519.700	
EXXON MOBIL CORPORATION 3.043 03/01/26	71,000.000	77,388.210	
FIDELITY NATL FINANCIAL 4.5 08/15/28	90,000.000	104,189.230	
FIRSTENERGY CORP 3.9 07/15/27	90,000.000	100,174.250	
FLEX LTD 4.875 05/12/30	59,000.000	68,835.150	
FLIR SYSTEMS INC 2.5 08/01/30	51,000.000	52,458.570	
FLUOR CORP 4.25 09/15/28	99,000.000	102,278.880	
FMC CORP 3.45 10/01/29	42,000.000	46,302.060	
FMG RESOURCES AUG 2006 4.375 04/01/31	90,000.000	97,878.150	
FORD MOTOR CO 7.45 07/16/31	10,000.000	13,309.200	
FORD MOTOR COMPANY 4.75 01/15/43	14,000.000	15,401.050	
FORD MOTOR COMPANY 6.625 10/01/28	18,000.000	21,676.580	
FORD MOTOR COMPANY 9.0 04/22/25	202,000.000	248,779.160	
FORD MOTOR COMPANY 9.625 04/22/30	66,000.000	95,385.840	
FORD MOTOR CREDIT CO LLC 4.0 11/13/30	400,000.000	423,048.000	
FREEMPORT-MCMORAN INC 4.125 03/01/28	31,000.000	32,433.750	

FREEMPORT-MCMORAN INC 4.25 03/01/30	84,000.000	90,692.690	
FREEMPORT-MCMORAN INC 4.375 08/01/28	49,000.000	52,041.180	
FREEMPORT-MCMORAN INC 4.625 08/01/30	58,000.000	63,869.300	
FREEMPORT-MCMORAN INC 5.45 03/15/43	63,000.000	79,973.460	
FRONT RANGE BIDCO INC 4.0 03/01/27	31,000.000	30,952.570	
FRONT RANGE BIDCO INC 6.125 03/01/28	27,000.000	27,510.570	
FRONTIER COMMUNICATIONS 5.0 05/01/28	66,000.000	68,398.110	
FRONTIER COMMUNICATIONS 5.875 10/15/27	40,000.000	42,821.000	
FRONTIER COMMUNICATIONS 6.75 05/01/29	22,000.000	23,584.220	
GAP INC/THE 8.625 05/15/25	53,000.000	58,137.820	
GAP INC/THE 8.875 05/15/27	24,000.000	27,737.760	
GENERAL ELECTRIC CO 12/31/99	53,000.000	52,105.990	
GENERAL MOTORS CO 6.125 10/01/25	111,000.000	131,366.170	
GENERAL MOTORS FINL CO 2.7 06/10/31	76,000.000	77,849.630	
GENERAL MOTORS FINL CO 5.25 03/01/26	73,000.000	84,596.540	
GENTING NY LLC/GENNY CAP 3.3 02/15/26	200,000.000	202,362.090	
GLENCORE FUNDING LLC 1.625 04/27/26	24,000.000	24,190.910	
GLOBAL AIR LEASE CO LTD 09/15/24	99,864.000	100,485.140	
GLOBAL PAYMENTS INC 2.9 05/15/30	122,000.000	129,378.140	
GLP CAPITAL LP / FIN II 4.0 01/15/31	56,000.000	61,191.200	
GLP CAPITAL LP / FIN II 5.75 06/01/28	82,000.000	98,673.880	
GO DADDY OPCO/FINCO 5.25 12/01/27	39,000.000	40,959.940	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.5 11/16/26	258,000.000	281,676.850	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 4.25 10/21/25	120,000.000	134,659.530	
GOODMAN US FIN FOUR 4.5 10/15/37	43,000.000	50,822.060	

GOODMAN US FIN THREE 3.7 03/15/28	38,000.000	41,675.770	
H&E EQUIPMENT SERVICES 3.875 12/15/28	77,000.000	76,504.120	
HASBRO INC 3.9 11/19/29	133,000.000	149,846.150	
HASBRO INC 5.1 05/15/44	68,000.000	84,234.630	
HAT HOLDINGS I LLC/HAT 6.0 04/15/25	235,000.000	247,816.900	
HAWAIIAN AIRLINES 13-1A 3.9 01/15/26	230,274.930	228,643.290	
HAWAIIAN BRAND INTELLECT 5.75 01/20/26	50,987.000	53,791.280	
HCA INC 5.5 06/15/47	330,000.000	441,463.870	
HCA INC 7.05 12/01/27	22,000.000	27,699.430	
HCA INC 7.58 09/15/25	35,000.000	42,875.000	
HCA INC 7.69 06/15/25	96,000.000	117,034.080	
HECLA MINING CO 7.25 02/15/28	53,000.000	57,516.130	
HILCORP ENERGY I/HILCORP 5.75 02/01/29	17,000.000	17,440.210	
HILCORP ENERGY I/HILCORP 6.0 02/01/31	18,000.000	18,823.410	
HILCORP ENERGY I/HILCORP 6.25 11/01/28	275,000.000	286,974.870	
HILTON DOMESTIC OPERATIN 4.875 01/15/30	54,000.000	57,725.720	
HOST HOTELS & RESORTS LP 3.5 09/15/30	76,000.000	80,674.410	
HUGHES SATELLITE SYSTEMS 5.25 08/01/26	47,000.000	52,616.500	
HUNT COS INC 5.25 04/15/29	57,000.000	55,652.520	
IDEX CORP 3.0 05/01/30	48,000.000	51,344.680	
INDIGO NATURAL RES LLC 5.375 02/01/29	39,000.000	40,692.790	
ING GROEP NV 11/16/26	200,000.000	221,167.000	
INGEVITY CORP 3.875 11/01/28	30,000.000	29,950.050	
INTUIT INC 0.95 07/15/25	25,000.000	25,137.900	
IRB HOLDING CORP 7.0 06/15/25	38,000.000	40,707.500	
JAZZ SECURITIES DAC 4.375 01/15/29	200,000.000	208,812.000	
JETBLUE 2019-1 CLASS A 2.95 05/15/28	37,561.430	38,539.240	
JPMORGAN CHASE & CO 3.9 07/15/25	200,000.000	221,744.930	
KAISER ALUMINUM CORP 4.5 06/01/31	62,000.000	64,815.730	

KENNEDY-WILSON INC 4.75 03/01/29	35,000.000	36,006.250	
KENNEDY-WILSON INC 5.0 03/01/31	35,000.000	35,981.570	
KFC HLD/PIZZA HUT/TACO 4.75 06/01/27	38,000.000	39,757.500	
KLA CORP 4.1 03/15/29	95,000.000	110,467.190	
KOHL'S CORPORATION 5.55 07/17/45	61,000.000	73,608.700	
KRAFT HEINZ FOODS CO 4.375 06/01/46	180,000.000	207,284.890	
KRAFT HEINZ FOODS CO 5.0 06/04/42	55,000.000	68,518.910	
KRAFT HEINZ FOODS CO 5.2 07/15/45	54,000.000	68,332.950	
L BRANDS INC 6.875 11/01/35	98,000.000	126,321.020	
LADDER CAP FIN LLLP/CORP 4.75 06/15/29	45,000.000	44,775.000	
LAMB WESTON HLD 4.625 11/01/24	69,000.000	71,166.250	
LAREDO PETROLEUM INC 10.125 01/15/28	142,000.000	149,648.810	
LEAR CORP 3.8 09/15/27	41,000.000	45,617.380	
LEAR CORP 4.25 05/15/29	48,000.000	54,729.600	
LEGGETT & PLATT INC 4.4 03/15/29	122,000.000	141,741.210	
LEIDOS INC 3.625 05/15/25	21,000.000	22,902.490	
LENNAR CORP 4.5 04/30/24	100,000.000	108,724.500	
LENNOX INTERNATIONAL INC 1.35 08/01/25	41,000.000	41,455.920	
LENNOX INTERNATIONAL INC 1.7 08/01/27	50,000.000	50,396.000	
LEVI STRAUSS & CO 3.5 03/01/31	21,000.000	21,583.380	
LIVE NATION ENTERTAINMEN 2.5 03/15/23	250,000.000	330,950.000	
LIVE NATION ENTERTAINMEN 3.75 01/15/28	14,000.000	14,017.080	
MACY'S RETAIL HLDGS LLC 4.5 12/15/34	36,000.000	33,305.760	
MACY'S RETAIL HLDGS LLC 5.875 04/01/29	26,000.000	27,460.550	
MADISON IAQ LLC 4.125 06/30/28	46,000.000	46,115.000	
MARRIOTT INTERNATIONAL 5.75 05/01/25	46,000.000	53,065.610	
MATADOR RESOURCES CO 5.875 09/15/26	287,000.000	293,128.860	

MATCH GROUP INC 5.0 12/15/27	25,000.000	26,371.620	
MATCH GROUP INC 5.625 02/15/29	36,000.000	39,478.680	
MEG ENERGY CORP 5.875 02/01/29	21,000.000	21,632.310	
MEG ENERGY CORP 7.125 02/01/27	59,000.000	62,266.530	
MGM GROWTH/MGM FINANCE 4.625 06/15/25	100,000.000	106,546.500	
MGM RESORTS INTL 5.5 04/15/27	150,000.000	161,925.000	
MGM RESORTS INTL 6.0 03/15/23	150,000.000	158,574.750	
MICRON TECHNOLOGY INC 5.327 02/06/29	65,000.000	79,133.400	
MICROSOFT CORP 3.3 02/06/27	190,000.000	212,465.400	
MIDWEST GAMING BORROWER 4.875 05/01/29	34,000.000	34,416.840	
MILEAGE PLUS HLDINGS LLC 6.5 06/20/27	109,000.000	118,831.800	
MIRABELA NICKEL 144-A 1%	1,278.480	0.120	
MOHEGAN GAMING & ENT 7.875 10/15/24	55,000.000	57,688.400	
MOHEGAN GAMING & ENT 8.0 02/01/26	91,000.000	95,233.320	
MOLINA HEALTHCARE INC 3.875 11/15/30	50,000.000	53,014.000	
MONONGAHELA POWER CO 3.55 05/15/27	48,000.000	53,202.570	
MORGAN STANLEY 3.125 07/27/26	90,000.000	97,884.910	
MORGAN STANLEY 3.625 01/20/27	89,000.000	99,297.430	
MOTOROLA SOLUTIONS INC 4.6 02/23/28	59,000.000	69,034.230	
MOTOROLA SOLUTIONS INC 4.6 05/23/29	62,000.000	73,063.470	
MPT OPER PARTNERSP/FINL 5.0 10/15/27	53,000.000	56,117.190	
MURPHY OIL CORP 5.75 08/15/25	50,000.000	51,125.000	
MURPHY OIL CORP 5.875 12/01/27	44,000.000	45,798.940	
MURPHY OIL CORP 6.375 07/15/28	43,000.000	45,424.550	
MURPHY OIL CORP 6.875 08/15/24	156,000.000	159,257.280	

MURPHY OIL USA INC 4.75 09/15/29	49,000.000	51,852.030	
NATIONSTAR MTG HLD INC 5.125 12/15/30	38,000.000	38,131.100	
NAVIENT CORP 6.75 06/25/25	307,000.000	341,255.060	
NCL CORPORATION LTD 5.875 03/15/26	13,000.000	13,118.040	
NETFLIX INC 3.625 06/15/25	20,000.000	21,500.600	
NETFLIX INC 4.875 04/15/28	185,000.000	216,712.700	
NETFLIX INC 5.375 11/15/29	91,000.000	112,104.260	
NETFLIX INC 5.5 02/15/22	133,000.000	136,424.750	
NETFLIX INC 5.875 02/15/25	257,000.000	296,639.680	
NETFLIX INC 5.875 11/15/28	109,000.000	135,504.980	
NEUBERGER BERMAN GRP/FIN 4.5 03/15/27	100,000.000	115,203.710	
NEVRO CORP 2.75 04/01/25	672,000.000	1,107,120.000	
NEWELL BRANDS INC 04/01/36	43,000.000	54,431.980	
NEWELL BRANDS INC 4.2 04/01/26	188,000.000	209,761.000	
NEWFIELD EXPLORATION CO 5.625 07/01/24	250,000.000	276,769.450	
NEWMONT CORP 2.25 10/01/30	93,000.000	94,436.770	
NEWS CORP 3.875 05/15/29	64,000.000	65,247.680	
NEXSTAR ESCROW INC 5.625 07/15/27	46,000.000	48,739.070	
NEXTERA ENERGY OPERATING 3.875 10/15/26	98,000.000	104,179.880	
NGPL PIPECO LLC 3.25 07/15/31	50,000.000	52,020.980	
NGPL PIPECO LLC 4.875 08/15/27	122,000.000	140,788.780	
NORDSTROM INC 4.25 08/01/31	20,000.000	20,439.800	
NORTHWESTERN MUTUAL LIFE 3.85 09/30/47	48,000.000	55,831.420	
NRG ENERGY INC 3.75 06/15/24	39,000.000	41,690.090	
NRG ENERGY INC 5.25 06/15/29	26,000.000	27,953.510	
NRG ENERGY INC 5.75 01/15/28	101,000.000	107,569.040	

NSG HOLDINGS LLC/NSG HLD 7.75 12/15/25	100,127.310	107,509.690	
NVIDIA CORP 3.2 09/16/26	176,000.000	194,388.190	
NXP BV/NXP FDG/NXP USA 3.4 05/01/30	44,000.000	48,587.830	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 3.5 08/15/29	57,000.000	57,004.820	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 4.1 02/15/47	70,000.000	66,058.300	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 4.4 08/15/49	43,000.000	41,850.390	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 6.125 01/01/31	163,000.000	192,731.200	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 6.625 09/01/30	36,000.000	43,973.820	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 7.5 05/01/31	21,000.000	26,744.760	
OCEANEERING INTL INC 4.65 11/15/24	65,000.000	64,756.250	
OCEANEERING INTL INC 6.0 02/01/28	82,000.000	82,646.020	
ONEMAIN FINANCE CORP 4.0 09/15/30	108,000.000	107,865.000	
ONEMAIN FINANCE CORP 7.125 03/15/26	72,000.000	85,107.600	
OVINTIV INC 6.5 02/01/38	59,000.000	80,599.650	
OVINTIV INC 6.5 08/15/34	26,000.000	34,722.180	
OWENS CORNING 4.3 07/15/47	68,000.000	80,567.890	
PARK INTERMED HOLDINGS 5.875 10/01/28	278,000.000	297,690.740	
PARTNERRE FINANCE B LLC 3.7 07/02/29	93,000.000	104,637.800	
PATTERN ENERGY OP LP/PAT 4.5 08/15/28	112,000.000	115,830.960	
PATTERSON-UTI ENERGY INC 3.95 02/01/28	80,000.000	80,370.050	
PDC ENERGY INC 5.75 05/15/26	305,000.000	315,562.150	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST 1.75 12/15/26	856,000.000	965,747.150	
PENNSYLVANIA ELECTRIC CO 3.25 03/15/28	66,000.000	70,210.260	
PENSKE AUTOMOTIVE GROUP 3.5 09/01/25	33,000.000	34,134.370	
PEPSICO INC 3.6 03/01/24	98,000.000	105,381.010	
PETSMART INC/PETSMART FI 4.75 02/15/28	250,000.000	259,442.500	
PETSMART INC/PETSMART FI 7.75 02/15/29	250,000.000	274,401.250	

PFIZER INC 2.625 04/01/30	40,000.000	43,317.410	
PG&E CORP 5.0 07/01/28	97,000.000	94,938.750	
PLAYTIKA HOLDING CORP 4.25 03/15/29	35,000.000	34,924.050	
POPULAR INC 6.125 09/14/23	60,000.000	64,839.900	
PROLOGIS LP 4.375 02/01/29	50,000.000	59,514.830	
PROV ST JOSEPH HLTH OBL 2.532 10/01/29	47,000.000	49,786.100	
PTC INC 3.625 02/15/25	22,000.000	22,671.880	
PTC INC 4.0 02/15/28	22,000.000	22,790.570	
PUGET ENERGY INC 4.1 06/15/30	78,000.000	88,349.800	
PULTE GROUP INC 6.375 05/15/33	40,000.000	53,784.000	
PVH CORP 4.625 07/10/25	73,000.000	81,469.580	
QUICKEN LOANS LLC/QUICKN 3.625 03/01/29	38,000.000	38,150.670	
QUICKEN LOANS LLC/QUICKN 3.875 03/01/31	41,000.000	41,710.730	
RADIATE HOLDCO / FINANCE 4.5 09/15/26	28,000.000	28,945.000	
RADIATE HOLDCO / FINANCE 6.5 09/15/28	63,000.000	65,573.040	
RAIN CII CARBON LLC/CII 7.25 04/01/25	99,000.000	102,344.220	
RAYONIER LP 2.75 05/17/31	68,000.000	69,025.440	
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP 4.125 11/16/28	119,000.000	137,782.150	
RITE AID CORP 7.7 02/15/27	57,000.000	53,437.500	
ROCHESTER GAS & ELECTRIC 3.1 06/01/27	33,000.000	35,974.710	
ROPER TECHNOLOGIES INC 4.2 09/15/28	75,000.000	87,445.360	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES 11.5 06/01/25	144,000.000	165,780.000	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES 3.7 03/15/28	204,000.000	190,393.200	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES 9.125 06/15/23	142,000.000	155,037.020	
RP ESCROW ISSUER LLC 5.25 12/15/25	42,000.000	43,199.310	
SABAL TRAIL TRANS 4.246 05/01/28	85,000.000	97,282.440	
SABINE PASS LIQUEFACTION 4.5 05/15/30	40,000.000	46,798.520	

SALESFORCE.COM INC 3.7 04/11/28	76,000.000	86,916.420	
SBA COMMUNICATIONS CORP 3.875 02/15/27	99,000.000	102,100.680	
SCIENTIFIC GAMES INTERNA 7.0 05/15/28	15,000.000	16,278.220	
SCIENTIFIC GAMES INTERNA 7.25 11/15/29	27,000.000	30,433.860	
SCORPIO TANKERS INC 3.0 05/15/25	137,000.000	133,774.150	
SELECTIVE INSURANCE GROU 5.375 03/01/49	75,000.000	96,343.870	
SEVEN & I HOLDINGS 3.35 09/17/21	200,000.000	200,767.170	
SIRIUS XM RADIO INC 5.0 08/01/27	143,000.000	150,012.000	
SM ENERGY CO 6.75 09/15/26	30,000.000	29,814.750	
SNAP INC 0.75 08/01/26	250,000.000	824,687.500	
SOUTHWESTERN ENERGY CO 01/23/25	192,000.000	210,007.680	
SOUTHWESTERN ENERGY CO 7.75 10/01/27	48,000.000	51,535.200	
SOUTHWESTERN ENERGY CO 8.375 09/15/28	93,000.000	103,774.980	
SPRINT CAPITAL CORP 6.875 11/15/28	183,000.000	236,298.750	
SPX FLOW INC 5.875 08/15/26	42,000.000	43,525.650	
STELLANTIS NV 5.25 04/15/23	200,000.000	215,413.000	
SUNTORY HOLDINGS LTD 2.25 10/16/24	200,000.000	208,247.590	
SVB FINANCIAL GROUP 02/15/31	54,000.000	56,126.230	
SVB FINANCIAL GROUP 3.125 06/05/30	56,000.000	61,034.780	
T-MOBILE USA INC 3.375 04/15/29	302,000.000	314,502.800	
T-MOBILE USA INC 3.5 04/15/25	32,000.000	34,773.760	
T-MOBILE USA INC 3.875 04/15/30	47,000.000	53,389.180	
TEACHERS INSUR & ANNUITY 4.27 05/15/47	96,000.000	118,018.130	
TECHNIPFMC PLC 6.5 02/01/26	51,000.000	54,588.730	
TECK RESOURCES LIMITED 3.9 07/15/30	30,000.000	32,942.310	

TENET HEALTHCARE CORP 6.125 10/01/28	100,000.000	106,504.500	
TENET HEALTHCARE CORP 6.25 02/01/27	107,000.000	111,547.500	
TENNECO INC 7.875 01/15/29	17,000.000	19,040.000	
TERRAFORM POWER OPERATIN 4.75 01/15/30	51,000.000	53,840.700	
TESLA INC 2.0 05/15/24	86,000.000	937,296.800	
TESLA INC 5.3 08/15/25	49,000.000	50,487.150	
THE MET 3.4 07/01/45	100,000.000	114,787.290	
TIFFANY & CO 4.9 10/01/44	75,000.000	104,850.500	
TRANSDIGM INC 5.5 11/15/27	260,000.000	269,185.800	
TRANSDIGM INC 6.25 03/15/26	134,000.000	140,666.500	
TRANSDIGM INC 6.375 06/15/26	57,000.000	58,995.000	
TRIMBLE INC 4.75 12/01/24	181,000.000	201,642.210	
TRITON CONTAINER 2.05 04/15/26	69,000.000	69,775.960	
TRITON CONTAINER 3.15 06/15/31	37,000.000	37,648.890	
TRIVIUM PACKAGING FIN 08/15/26	200,000.000	209,750.000	
TRONOX INC 4.625 03/15/29	45,000.000	45,900.000	
TWILIO INC 3.625 03/15/29	173,000.000	177,435.720	
TWILIO INC 3.875 03/15/31	302,000.000	315,761.380	
UNITED AIR 2020-1 A PTT 5.875 10/15/27	49,156.180	54,566.250	
UNITED AIRLINES INC 4.375 04/15/26	25,000.000	25,758.250	
UNITED AIRLINES INC 4.625 04/15/29	28,000.000	28,875.000	
UNITED RENTALS NORTH AM 4.875 01/15/28	180,000.000	190,552.490	
UNITED STATES STEEL CORP 6.875 03/01/29	96,000.000	103,954.560	
UPC BROADBAND FINCO BV 4.875 07/15/31	200,000.000	204,160.000	
URBAN ONE INC 7.375 02/01/28	23,000.000	24,699.470	
US BANCORP 3.0 07/30/29	44,000.000	48,109.790	
VERISIGN INC 2.7 06/15/31	25,000.000	25,759.280	

	VERISIGN INC 4.75 07/15/27	292,000.000	310,420.130	
	VERITAS US INC/BERMUDA L 7.5 09/01/25	42,000.000	43,696.590	
	VERTICAL HOLDCO GMBH 7.625 07/15/28	200,000.000	216,940.000	
	VIKING CRUISES LTD 13.0 05/15/25	68,000.000	78,795.680	
	VISA INC 3.15 12/14/25	62,000.000	67,960.950	
	VITERRA FINANCE BV 2.0 04/21/26	200,000.000	202,707.510	
	VITERRA FINANCE BV 3.2 04/21/31	200,000.000	206,436.110	
	VMED 02 UK FINANCING I 4.25 01/31/31	200,000.000	198,876.000	
	VORNADO REALTY LP 3.4 06/01/31	49,000.000	51,615.420	
	VULCAN MATERIALS CO 4.5 06/15/47	49,000.000	60,447.400	
	WABTEC CORP 3.45 11/15/26	169,000.000	180,778.390	
	WARRIOR MET COAL INC 8.0 11/01/24	27,000.000	27,573.750	
	WEBSTER FINANCIAL CORP 4.1 03/25/29	96,000.000	107,697.670	
	WESTERN ALLIANCE BANCORP 06/15/31	36,000.000	36,377.460	
	WESTERN DIGITAL CORP 4.75 02/15/26	118,000.000	131,127.500	
	WESTERN MIDSTREAM OPERAT 4.05 02/01/30	90,000.000	100,936.330	
	WEYERHAEUSER CO 7.375 03/15/32	33,000.000	47,919.440	
	WINDSTREAM ESCROW LLC 7.75 08/15/28	277,000.000	283,578.750	
	WYNDHAM WORLDWIDE 04/01/27	73,000.000	79,593.720	
	XILINX INC 2.95 06/01/24	238,000.000	252,140.550	
	XPO LOGISTICS INC 6.25 05/01/25	80,000.000	84,976.000	
	XYLEM INC 3.25 11/01/26	56,000.000	61,633.110	
	ZOETIS INC 3.9 08/20/28	53,000.000	60,973.630	
	アメリカ・ドル 小計	39,167,829.770 (4,288,485,682)	45,730,078.430 (5,006,986,287)	
社債券 合計		4,288,485,681.517 (4,288,485,682)	5,006,986,287 (5,006,986,287)	
合計			5,213,762,221 (5,213,762,221)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)	
アメリカ・ドル	株式	1銘柄	2.75	-	100.00
	国債証券	1銘柄	-	3.01	
	特殊債券	3銘柄	-	0.75	
	社債券	411銘柄	-	91.01	

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

MHAM USインカムオープンAコース(為替ヘッジあり)

2021年8月31日現在

資産総額	866,938,700円
負債総額	1,950,144円
純資産総額( - )	864,988,556円
発行済数量	778,298,346口
1口当たり純資産額( / )	1.1114円

MHAM USインカムオープンBコース(為替ヘッジなし)

2021年8月31日現在

資産総額	1,079,270,854円
負債総額	1,716,241円
純資産総額( - )	1,077,554,613円
発行済数量	984,518,227口
1口当たり純資産額( / )	1.0945円

(参考)

LA USインカムマザーファンド

2021年8月31日現在

資産総額	5,581,276,295円
負債総額	43,781,799円
純資産総額( - )	5,537,494,496円
発行済数量	1,039,192,905口
1口当たり純資産額( / )	5.3286円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額(2021年8月31日現在)

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構(2021年8月31日現在)

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構

###### 1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

## 2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2021年8月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,416,324,156,163
追加型株式投資信託	830	15,897,211,446,199
単位型公社債投資信託	28	61,097,291,401
単位型株式投資信託	217	1,337,529,201,064
合計	1,101	18,712,162,094,827

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第36期事業年度（自2020年4月1日至2021年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	32,932,013	36,734,502
金銭の信託	28,548,165	25,670,526
有価証券	996	-
未収委託者報酬	11,487,393	16,804,456
未収運用受託報酬	4,674,225	5,814,654
未収投資助言報酬	331,543	317,567
未収収益	11,674	7,412
前払費用	480,129	724,591
その他	2,815,351	2,419,487
流動資産計	81,281,494	88,493,198
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 1,006,793	1 915,815
器具備品	1 270,768	1 202,902
建設仮勘定	894	609
無形固定資産		
ソフトウェア	3,299,065	2,878,179
ソフトウェア仮勘定	221,784	1,109,723
電話加入権	3,931	3,931
投資その他の資産		
投資有価証券	261,361	261,360
関係会社株式	5,299,196	5,299,196
長期差入保証金	1,302,402	1,324,203
繰延税金資産	2,508,004	3,676,823
その他	111,162	591,970
固定資産計	14,285,364	16,264,717
資産合計	95,566,859	104,757,915

(単位:千円)

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	3,702,906	3,730,283
未払金	4,803,140	7,337,541
未払収益分配金	966	846
未払償還金	9,999	9,999
未払手数料	4,582,140	6,889,193
その他未払金	210,034	437,502
未払費用	6,673,320	9,713,972
未払法人税等	4,090,268	4,199,922
未払消費税等	1,338,183	2,106,617
賞与引当金	1,373,328	1,789,597
役員賞与引当金	65,290	76,410
流動負債計	22,046,438	28,954,345
固定負債		
退職給付引当金	2,118,947	2,292,486
時効後支払損引当金	174,139	157,945
固定負債計	2,293,087	2,450,431
負債合計	24,339,526	31,404,777
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	49,674,383	51,800,187
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	49,551,090	51,676,893
別途積立金	31,680,000	31,680,000
繰越利益剰余金	17,871,090	19,996,893
株主資本計	71,227,341	73,353,144
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7	6
評価・換算差額等計	7	6
純資産合計	71,227,333	73,353,137
負債・純資産合計	95,566,859	104,757,915

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第36期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	84,426,075		89,905,293	
運用受託報酬	16,912,305		17,640,234	
投資助言報酬	1,208,954		1,103,477	
その他営業収益	68,156		781,735	
営業収益計		102,615,492		109,430,741
営業費用				
支払手数料	34,980,736		37,003,102	
広告宣伝費	340,791		424,598	
公告費	375		400	
調査費	25,132,268		30,794,092	
調査費	10,586,542		11,302,420	
委託調査費	14,545,725		19,491,671	
委託計算費	698,723		543,135	
営業雑経費	990,002		938,891	
通信費	44,209		46,358	
印刷費	738,330		680,272	
協会費	71,386		71,361	
諸会費	22,790		23,936	
支払販売手数料	113,286		116,962	
営業費用計		62,142,897		69,704,220
一般管理費				
給料	10,817,861		10,586,117	
役員報酬	174,795		163,394	
給料・手当	9,087,800		9,030,562	
賞与	1,555,264		1,392,160	
交際費	40,436		8,168	
寄付金	8,906		7,757	
旅費交通費	320,037		50,081	
租税公課	651,265		912,570	
不動産賃借料	1,479,503		1,499,753	
退職給付費用	505,189		524,845	
固定資産減価償却費	882,526		1,078,185	
福利厚生費	44,352		44,004	
修繕費	1,843		777	
賞与引当金繰入額	1,373,328		1,789,597	
役員賞与引当金繰入額	65,290		76,410	
機器リース料	233		208	
事務委託費	3,625,424		3,793,883	
事務用消耗品費	104,627		68,534	
器具備品費	1,620		548	
諸経費	197,094		152,830	
一般管理費計		20,119,543		20,594,276
営業利益		20,353,050		19,132,244

(単位:千円)

	第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第36期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	4,440		27,079	
受取配当金	11,185		2,356	
時効成立分配金・償還金	49,164		362	
投資信託償還益	5,528		-	
為替差益	-		7,314	
金銭の信託運用益	-		1,229,697	
受取負担金	297,886		-	
雑収入	7,394		13,505	
時効後支払損引当金戻入額	3,473		13,011	
営業外収益計		379,073		1,293,326
営業外費用				
為替差損	19,750		-	
投資信託償還損	1		3	
金銭の信託運用損	169,505		-	
システム解約料	31,680		-	
早期割増退職金	-		48,755	
雑損失	104		5	
営業外費用計		221,042		48,764
経常利益		20,511,082		20,376,806
特別利益				
投資有価証券売却益	1,169,758		-	
特別利益計		1,169,758		-
特別損失				
固定資産除却損	1 16,085		1 1,511	
特別損失計		16,085		1,511
税引前当期純利益		21,664,754		20,375,294
法人税、住民税及び事業税		7,045,579		7,418,311
法人税等調整額		385,835		1,168,820
法人税等合計		6,659,743		6,249,491
当期純利益		15,005,011		14,125,803

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079	45,949,372	67,502,329
当期変動額									
剰余金の配当							11,280,000	11,280,000	11,280,000
当期純利益							15,005,011	15,005,011	15,005,011
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,725,011	3,725,011	3,725,011
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	846,755	846,755	68,349,085
当期変動額			
剰余金の配当			11,280,000
当期純利益			15,005,011
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	846,763	846,763	846,763
当期変動額合計	846,763	846,763	2,878,247
当期末残高	7	7	71,227,333

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341
当期変動額									
剰余金の配当							12,000,000	12,000,000	12,000,000
当期純利益							14,125,803	14,125,803	14,125,803
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,125,803	2,125,803	2,125,803
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	19,996,893	51,800,187	73,353,144

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	7	7	71,227,333
当期変動額			
剰余金の配当			12,000,000
当期純利益			14,125,803
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	1	1	1
当期変動額合計	1	1	2,125,804
当期末残高	6	6	73,353,137

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

(未適用の会計基準等)

## 1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

### (1) 概要

国際会計基準審議会( IASB )及び米国財務会計基準審議会( FASB )は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」( IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606 )を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

### (2) 適用予定日

当社は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する会計年度の期首から適用する予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響はありません。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

### (1) 概要

国際会計基準審議会( IASB )及び米国財務会計基準審議会( FASB )が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準( IFRS )においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされています。

### (2) 適用予定日

当社は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する会計年度の期首から適用する予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

**注記事項**

(貸借対照表関係)

## 1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
建物	320,020	407,133
器具備品	949,984	978,763

(損益計算書関係)

## 1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第35期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	第36期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)
建物	-	944
器具備品	9,609	566
ソフトウエア	6,475	-

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自2019年4月1日至2020年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類 株式				

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種 類株式					

## 第36期(自2020年4月1日至2021年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通株式	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2021年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月16日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2021年3月31日	2021年6月17日
	A種種 類株式					

## （金融商品関係）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定してあります。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

#### （3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

第35期(2020年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	32,932,013	-
(2) 金銭の信託	28,548,165	28,548,165	-
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	11,487,393	-
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	4,674,225	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	2,988	2,988	-
資産計	77,644,787	77,644,787	-
(1) 未払手数料	4,582,140	4,582,140	-
負債計	4,582,140	4,582,140	-

第36期(2021年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	36,734,502	36,734,502	-
(2) 金銭の信託	25,670,526	25,670,526	-
(3) 未収委託者報酬	16,804,456	16,804,456	-
(4) 未収運用受託報酬	5,814,654	5,814,654	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	1,990	1,990	-
資産計	85,026,130	85,026,130	-
(1) 未払手数料	6,889,193	6,889,193	-
負債計	6,889,193	6,889,193	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
非上場株式	259,369	259,369
関係会社株式	5,299,196	5,299,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第35期(2020年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	-	-	-
(2) 金銭の信託	28,548,165	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	996	994	997	-

## 第36期(2021年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	36,734,502	-	-	-
(2) 金銭の信託	25,670,526	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	16,804,456	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	5,814,654	-	-	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	1,990	-	-

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第35期の貸借対照表計上額5,299,196千円、第36期の貸借対照表計上額5,299,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

## 2. その他有価証券

第35期(2020年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	2,988	3,000	11
小計	2,988	3,000	11
合計	2,988	3,000	11

(注)非上場株式(貸借対照表計上額259,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第36期(2021年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	1,990	2,000	9
小計	1,990	2,000	9
合計	1,990	2,000	9

(注)非上場株式(貸借対照表計上額259,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

## 第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1,298,377	1,169,758	-
投資信託	159,526	5,528	1

## 第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	996	-	3

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

## （退職給付関係）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,289,044	2,422,901
勤務費用	302,546	303,999
利息費用	2,087	2,180
数理計算上の差異の発生額	18,448	4,319
退職給付の支払額	187,749	245,143
過去勤務費用の発生額	-	1,567
その他	1,476	1,567
退職給付債務の期末残高	2,422,901	2,479,619

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,422,901	2,479,619
未積立退職給付債務	2,422,901	2,479,619
未認識数理計算上の差異	130,155	84,264
未認識過去勤務費用	173,798	102,868
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,118,947	2,292,486
退職給付引当金	2,118,947	2,292,486
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,118,947	2,292,486

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	302,546	303,999
利息費用	2,087	2,180
数理計算上の差異の費用処理額	38,861	41,571
過去勤務費用の費用処理額	69,519	69,362
その他	11,303	7,720
確定給付制度に係る退職給付費用	401,711	409,394

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、当事業年度において48,755千円を営業外費用に計上しております。

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 4.42%	1.00% ~ 3.76%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103,477千円、当事業年度100,806千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期	第36期
	(2020年3月31日現在)	(2021年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	221,053	260,377
未払事業所税	10,778	10,711
賞与引当金	420,513	547,974
未払法定福利費	78,439	92,748
未払給与	10,410	8,535
受取負担金	47,781	-
運用受託報酬	331,395	1,410,516
資産除去債務	14,116	18,079
減価償却超過額(一括償却資産)	50,942	25,808
減価償却超過額	82,684	51,986
繰延資産償却超過額(税法上)	323,132	301,965
退職給付引当金	648,821	701,959
時効後支払損引当金	53,321	48,362
ゴルフ会員権評価損	7,360	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
その他	11,532	5,283
その他有価証券評価差額金	3	2
繰延税金資産小計	2,508,004	3,676,823
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	2,508,004	3,676,823
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	-
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	2,508,004	3,676,823

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

## （企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

## 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

## 2. 企業結合日

2016年10月1日

## 3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

## 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

## 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

## 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

## 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

## 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

## 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

## (1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

## (2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224,837千円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

## (3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

## (4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

## 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

## (1) 貸借対照表項目

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
流動資産	- 千円	- 千円
固定資産	94,605,736千円	84,609,003千円
資産合計	94,605,736千円	84,609,003千円
流動負債	- 千円	- 千円
固定負債	8,278,713千円	5,570,814千円
負債合計	8,278,713千円	5,570,814千円
純資産	86,327,023千円	79,038,188千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	62,885,491千円	59,074,249千円
顧客関連資産	34,810,031千円	29,793,358千円

## (2) 損益計算書項目

	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業収益	- 千円	- 千円
営業利益	8,954,439千円	8,823,626千円
経常利益	8,954,439千円	8,823,626千円
税引前当期純利益	9,111,312千円	8,823,626千円
当期純利益	7,536,465千円	7,288,834千円
1株当たり当期純利益	188,411円64銭	182,220円85銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,149,555千円	5,016,672千円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## ( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当はありません。

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当はありません。

## (2) 子会社及び関連会社等

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当はありません。

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当はありません。

## (3) 兄弟会社等

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	5,793,912	未払 手数料	1,112,061
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	10,294,840	未払 手数料	1,231,431

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,435,839	未払 手数料	1,457,765
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	12,767,199	未払 手数料	2,524,882

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

## (1株当たり情報)

	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,780,683円32銭	1,833,828円44銭
1株当たり当期純利益金額	375,125円27銭	353,145円08銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
当期純利益金額	15,005,011千円	14,125,803千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,005,011千円	14,125,803千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2021年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社みずほ銀行（ 1 ）	1,404,065	日本において銀行業務を営んでおります。
スルガ銀行株式会社	30,043	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社肥後銀行（ 1 ）	18,128	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
九州FG証券株式会社（ 1 ）	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	（ 3 ）7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
野村證券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
松井証券株式会社（ 2 ）	11,945	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は2021年3月末日現在

（ 1 ）新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。

（ 2 ）「Bコース」の取扱いはありません。

（ 3 ）2020年12月31日現在

## (3) 投資顧問会社

名称	ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー
資本金の額	非公開
事業の内容	投資会社の有価証券の引受けまたは販売、個人・組合・法人および投資会社を含むその他主体に対する投資にかかわるアドバイスの提供を含む投資顧問または運用業務、ブローカーまたはディーラーとしてのあらゆる種類の有価証券の売買、投資会社に加え一般会社の有価証券の引受けまたは販売、およびこれらの業務に付随する総ての活動などに加え、それらに限られない、一般有価証券業務に従事するものとします。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

## (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社

マザーファンドにおいて、委託会社から運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

### 3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

### 第3【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など

請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨

- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬 印

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年9月10日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM USインカムオープンAコース（為替ヘッジあり）の2021年2月2日から2021年7月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM USインカムオープンAコース（為替ヘッジあり）の2021年7月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年9月10日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM USインカムオープンBコース（為替ヘッジなし）の2021年2月2日から2021年7月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM USインカムオープンBコース（為替ヘッジなし）の2021年7月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。